

令和元年第4回東大和市議会定例会会議録第28号

令和元年12月5日（木曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	高石健太君

出席説明員（35名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	鈴木菜穂美君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	企画課長	荒井亮二君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	総務管財課長	岩本尚史君
職員課長	矢吹勇一君	保険年金課長	岩野秀夫君

子育て支援部 榎 本 豊 君
副 参 事
福祉推進課長 嶋 田 淳 君
生活福祉課長 川 田 貴 之 君
環境課長 宮 鍋 和 志 君
都市建設部 内 藤 峰 雄 君
副 参 事
下水道課長 廣 瀬 裕 君
学校教育部 吉 岡 琢 真 君
副 参 事
中央図書館長 當 摩 弘 君

保育課長 関 田 孝 志 君
福祉部副参事 原 里 美 君
健康課長 志 村 明 子 君
都市計画課長 神 山 尚 君
土木課長 寺 島 由 紀 夫 君
教育総務課長 石 川 博 隆 君
社会教育課長 高 田 匡 章 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 木戸岡 秀彦 君

○議長（中間建二君） 通告順に従い、17番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

〔17番 木戸岡秀彦君 登壇〕

○17番（木戸岡秀彦君） 皆さん、おはようございます。

議席番号17番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、令和元年第4回定例会での一般質問をさせていただきます。

1点目として、ひきこもり支援についてであります。

ひきこもりについては、平成29年第1回及び平成30年第2回定例会において、支援窓口の必要性について取り上げ、市長の答弁では関係部署が連携して適切な相談窓口への案内を行い、ひきこもり支援に関する情報提供や周知を図っているとのことでした。

本年3月、内閣府はひきこもり状態の中高齢者40歳から64歳を対象に、初めて全国規模の調査を実施し、全国に61万3,000人いるとの結果を発表いたしました。15歳以上を含めると115万人に上ります。特に深刻なのは、ひきこもりの長期化です。80代の親が50代の子供を扶養せざるを得ない8050問題と言われ、社会問題となっております。

市内にも同様の問題を抱えている家族があると聞いております。しかしながら、表面化しにくい現状があります。厚労省の有識者会議において、ひきこもりや貧困、介護などの問題について市区町村の縦割りの対応を見直し、一括して相談に応じ、地域などととも連携した継続的な支援が必要であると指摘をしております。

このことを踏まえ、以下質問いたします。

①ひきこもりの高齢化が、年々増加している中、民生委員、社会福祉協議会、高齢者ほっと支援センターなどの関係機関と連携をとり、支援の手を差し伸べる必要があると思うが、市の認識について伺う。

②ひきこもり支援につながるセミナーの実施について。

2点目として、災害対策についてであります。

7月から10月にかけては、日本に接近、上陸する台風が多くなり、大雨、洪水、暴風、高波、高潮などをもたらしています。また川の氾濫や土石流、崖崩れ、地すべりなどが発生しやすく、人々の生活や生命が脅かされるような自然災害がたびたび発生しております。最近では、短時間に狭い範囲で非常に激しく降るゲリラ豪雨が頻発し、特に宅地等の開発が進んだ都市部では川の急激な増水が生じたり、道路の住宅の浸水が発生しております。

本年10月12日、台風19号の影響により、当市においても土砂崩れ、倒木、道路冠水などの被害が発生いたしました。今後も毎年発生する可能性があるため、災害の対策強化が急務であると考えます。

ここで、以下質問いたします。

①台風19号の影響により発生した蔵敷1丁目付近の土砂崩れなど、芋窪1丁目の倒木被害の対応と復旧対策

について伺う。

②再発防止の取り組みについて伺う。

③近年、台風などの暴風雨の影響で狭山緑地などの樹木の倒木が多く、住民から不安の声を聞いている。剪定を行っていても、樹木の高さ剪定が行われていないことから、倒木の危険性があるため高さ剪定をする必要があると考えるが、実施できないか。

④ペットの避難について。災害時避難所が開設されても、ペットが避難できるのか不安であるとの声を多く聞いています。

ここで、以下質問いたします。

ア、いざ災害が起きたときの避難所対応はどのようになっているのか。

イ、ペットを含む避難訓練の実施が必要と思われるが、市の認識について伺う。

3点目として、犬のふん対策についてであります。

本年第1回定例会で取り上げさせていただきましたが、進捗が見られない状況にあります。一部の飼い主のマナー違反により、いまだ犬のふんの放置は各所で見受けられます。ごみやたばこのポイ捨てとともに、放置しておくで治安の悪化を招きます。早急に対策を講じる必要があると考えます。

ここで、以下質問いたします。

①イエローチョーク作戦の実施について。

ア、実施に向けた取り組みをしていくとのことだが、具体的な実施時期と内容についてはどのようになっているのか。

イ、課題はあるのか。

ウ、広く市民に周知するため、市報、SNSなどで案内する必要があると考えるがいかがか。

4点目として、コミュニティタクシーについてであります。

過去、地域公共交通については一般質問で取り上げ、コミュニティタクシーの早期運行を求めてまいりました。

ここで、以下質問いたします。

①芋窪地域の試行運転の進捗状況について伺う。

最後に、5点目としてAEDの有効な設置についてであります。

AEDの必要性、増設については、今まで一般質問で求めてまいりました。成人の突然死の原因には、急性心筋梗塞や脳卒中があり、急変した傷病者を救命し社会復帰させるために必要となる一連の行為があります。

1、心停止の予防、2、早期認識と通報、3、一次救命処置、心肺蘇生とAED、4、二次救命処置と心拍再開後の集中治療の4つの輪が素早くつながると救命効果が高まるとされております。

平成30年12月、関東管区行政評価局が出された施設における救命活動に関するAEDを中心とした調査報告によると、一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された心肺停止症例数は、平成28年、全国で2万5,569人に上り、そのうち一般市民が目撃し心肺蘇生を実施した件数は1万4,354人、実施率は56.1%という結果が出ています。

平成30年第1回定例会の私の一般質問で、市の答弁では公共施設45カ所にAEDが設置してあり、市として一定の果たすべきものは実施しているとの認識でした。しかしいざ必要となったとき、市民誰もがいつでも有効に利用できなければ意味がありません。

ここで以下質問いたします。

①24時間営業のコンビニへの設置を再三求めているが、改めて必要性について市の認識を伺う。

②緊急時、夜間、休日いつでも使用できるよう公共施設の屋外への設置の必要があると考えるが、市の認識について伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問は御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[17番 木戸岡秀彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、ひきこもりの高齢化に伴う支援についての市の認識についてであります。いわゆる8050問題と言われてるように、ひきこもりの長期化により80歳代の親が50歳代のひきこもりの子供の面倒を見るというようなケースが社会問題として取り上げられております。

ひきこもりの問題は、世間体からその事実が表面化しづらく、またその内容もさまざまな課題を伴うことが多いことから、支援の実施は難しいものとなっております。このため、高齢化した親の支援を行う際、ひきこもりの子供を把握し、並行して支援することが必要であると考えております。このことから、高齢者を支援する機関や生活困窮者を支援する機関など、さまざまな機関と連携することが重要であると認識しております。

次に、ひきこもり支援につながるセミナーの実施についてであります。現在市におきましてはセミナーを開催する予定はありませんが、生活困窮者自立支援調整会議において、ひきこもりから脱却した成功例について関係機関において情報共有をしております。また東大和市社会福祉協議会におきましても、見守り・声かけ活動の協力員などを対象に、ひきこもり支援の研修会を開催しており、ひきこもり支援につながる事業を実施しております。

次に、台風19号の影響により発生した土砂崩れや倒木被害の対応と復旧対策についてであります。蔵敷1丁目で発生しました土砂崩れにつきましては、現在仮復旧工事が終了し、車両の通行が可能になっております。現在本復旧に向けた工事を行うため、設計委託等の事務手続を進めているところであります。また芋窪1丁目で発生しました倒木被害につきましては、倒木1本を根元の土が崩落した高木3本について、既に伐採を終了しております。

次に、再発防止の取り組みについてであります。樹木による事故等を防ぐためには萌芽更新を計画的に実施するなど、健全な樹木の成長に努めることが必要であると考えております。今後他市における樹木管理について、調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、樹木の高さ剪定についてであります。毎年定期的を実施しております樹木の剪定委託とあわせて、効果的な方法を研究してまいりたいと考えております。

次に、災害が起きたときのペットの避難所対応についてであります。避難所のペットの同行避難につきましては、避難者の衛生管理や騒音等の観点から避難所敷地内で避難者の生活空間と完全に分離することや、飼育者のケージ等で管理することを前提に認めております。

次に、ペットを含む避難訓練の実施についてであります。災害時には多くのペットが避難所に避難してることが想定されますことから、ペットを含む避難訓練の実施は必要であると考えております。総合防災訓練や避難所体験訓練等の中で実施を検討してまいります。

次に、イエローチョーク作戦の実施時期と内容についてであります。現在窓口などに相談に来られた市民の方へ市で用意した黄色いチョークをお渡しし、実施していただいているところであります。内容につきましては、道路に放置されている犬のふんを減らすため、犬の飼い主に警告をする取り組みであります。

次に、課題についてであります。イエローチョーク作戦を既に実施している小平市へ確認したところ、課題は特にない聞いております。

次に、広く市民に周知するための案内についてであります。犬の飼い主のマナーアップへの取り組みにつきましては、定期的な市報への掲載などに努めております。イエローチョーク作戦につきましても、今後の市報掲載とあわせて周知してまいりたいと考えております。

次に、芋窪地区におけますコミュニティタクシーの試行運転の進捗状況についてであります。コミュニティタクシーの導入に向けまして関係機関との調整を進めるとともに、地域の皆様と運行計画及び事業計画の検討を進めてまいりました。関係機関との調整が調いましたことから、本年11月19日に東大和市地域公共交通会議の協議に付し、試行運転の実施について協議を調えたところであります。

今後は、令和2年度当初予算に試行運転に係る経費の計上を図り、令和2年8月中旬からの試行運転実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、コンビニエンスストアへのAEDの設置についてであります。一般財団法人日本救急医療財団が更新したAEDの適正配置に関するガイドラインにおきましても、コンビニエンスストアは推奨ではなく設置が考慮される施設の位置づけであります。AEDの突然の心停止に有効な救命医療機器であることは認識しておりますので、引き続き事業所として設置していただけるよう要請してまいります。

次に、AEDを公共施設の屋外に設置することについてであります。AEDは一般的な精密機器と同じく保管や使用環境の条件に温度の指定があります。夏場や冬場において指定条件を満たさない場合は、故障するおそれがあります。温度調整機能のある屋外用BOXはコストが高く、また盗難リスクなどの課題もありますので、引き続き研究してまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○17番（木戸岡秀彦君） 市長、御答弁ありがとうございました。

それでは、随時再質問をさせていただきます。

1点目のひきこもり支援についてでありますけれども、ここ数年、私も市民の方から、ひきこもりの人がいる、心配だっていう声を数多くお聞きしております。ひきこもりに関しては、親が現役世代のうちは社会から見えにくい状況にあります。また長期化するほど支援が難しいということが言われておりますけれども、各部署の相談窓口においてひきこもりにつながる相談、また発見につながったことはないのか、お伺いをしたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 私ども高齢介護課におきましては、当然高齢者の支援を行いますが、その高齢介護課で80歳代の高齢者について家庭訪問をしたところ、そこにひきこもりの50歳代の方がいらっしゃったということがございました。これは典型的な8050問題の事例でございますけれども、このひきこもりをした方の情報というものは、直接提供されるということが極めてまれでございます。本件のように高齢者である保護者の支援をきっかけとして子供の事情を把握するということがございます。

以上であります。

○17番(木戸岡秀彦君) この事情を把握した場合、また相談があった場合、この支援の流れはどのようになっているのかお伺いをいたします。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 支援の流れでございますけれども、まずはその新たに発見された、例えば50歳代の子供がいらっしゃる場合には、その50歳代の方のひきこもりに関する、その子供につきまして、その事情ですとかあるいは支援の要否ということを確認いたします。

各種さまざまなところから情報収集をいたしまして、そしてひきこもりに至った経緯ですとかあるいは原因というものを探ります。その過程で、もし精神疾患というものが疑われるときには保健所などと連携をいたします。それから経済的な困窮というものが、これを先行して解決しなければならないというふうに考えるようでしたら、例えば東大和市くらし・しごと応援センター そえるのような自立相談支援機関と連携をいたします。

このようなプロセスを経まして、最もふさわしい機関につないでいくというのが一般的な対応の流れということになります。

なお、8050問題のようなケースの場合には、当初の支援の対象であります親との信頼関係というものを着実に築くと、これが大事なことでございまして、そこからひきこもりの子供の支援策を徐々に展開していくという段取りでございます。

以上であります。

○17番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

今回、ひきこもり支援の1のところのやはり連携ということが、私、すごくひきこもりについては大事ではないかなと思っております。

そこで、高齢者支援、また生活困窮者支援などのさまざまな機関と連携することが重要であるということで、市長が御答弁をされましたけれども、現在の当市での連携状況についてお伺いをしたいと思います。

○生活福祉課長(川田貴之君) 連携につきましては、生活困窮者の会議ではございますが定例的な会議として、生活困窮者自立支援調整会議があります。

この会議におきまして、中心的な機関である、そえると高齢介護課、障害福祉課、健康課、ほっと支援センター、民生委員、保護司などの各分野の関係機関とが情報を共有し、積極的な意見交換をしております。さらに具体的な個別事案が生じたときには、ケースワーカーや、ほっと支援センターの職員は、速やかに関係機関とケース会議や個別調整を行っております。

このように、定例的な会議と個別事案対応については、今後も継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 生活困窮者自立支援調整会議でありますけれども、これに関してはひきこもりの状況だとかさまざまなそういった問題等は、議論をしたことはあるのでしょうか。状況をお伺いをしたいと思います。

○生活福祉課長(川田貴之君) 生活困窮者自立支援会議におきまして、事例紹介ということで、ひきこもりの案件について紹介させていただいております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) ひきこもりは、どちらかというとなかなか発見しにくいという状況ですけれども、さまざまひきこもり支援の窓口を設けてるところに関しては、なぜひきこもり支援の窓口を設けたかという、

やはり包括支援とか訪問の中でそういった人が多いと、これは大変だということで各自治体でもひきこもりに対しての支援の強化をしております。

この調整会議において、このひきこもり支援の相談とか内容についてはふえてる傾向があるのか、状況をもう少し詳しくわかればお伺いをしたいと思います。

○生活福祉課長（川田貴之君） 生活困窮者の総合相談窓口である、そえるについてなんです、さまざまな相談の中の1つとしてひきこもりの相談もございしますが、実際に案件としましては、30年度につきましては1%程度でございました。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

それでは、私も壇上でもお話をさせていただきましたけれども、厚労省は8050問題などの複雑な問題を抱え、家族を支援をするため、市区町村で相談をワンストップで受け付ける窓口の整備を求める中間報告をまとめております。分野で異なる自治体の相談窓口の縦割りを解消し、地域とともに連携した継続的な支援が必要であると指摘をしておりますけれども、これについて市の認識についてお伺いをいたします。

○福祉部長（田口茂夫君） 国におきましては、いわゆる断らない相談支援というような形でございまして、地域共生社会の理念のもと、介護、障害、子供、生活困窮の相談を一体的に行うというふうな形の新規事業というような形で、さまざま検討を加えているというふうなことで聞いてございます。そういったことで、現在こういった国の動向等を注視しながら、情報収集に努めているという段階でございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 情報収集ということで、情報収集はすごく大事なことで、その情報収集を集めてからどのように支援をしていくのかということが最も大事じゃないかなと思います。

先ほど、先進事例のちょっとお話をしましたけども、ちょっと先進事例の幾つかを御紹介をさせていただきたいと思うんですけれども、これと歌山県の田辺市です。

ここは人口7万3,000人、うちよりは人口は少ない地域ですけれども、健康増進課ひきこもり相談ということで、平成13年にひきこもりの相談窓口を開設いたしました。これには保健、医療、福祉、教育、雇用の関係者から成る田辺市ひきこもり検討委員会というのを立ち上げました。相互の連携を図りながら、協力しながら問題解決に取り組んでおります。これに関しては、開設以降、ことしの3月までに626家族、653件の相談があって、現在この10年間に於いても毎年平均すると51件、月延べ件数にすると月401件の相談が寄せられております。

やはり、このひきこもりの相談窓口を開設した経緯というのは、やはり包括支援の中で訪問して支援が必要な人がいるということが数多く見られてきたということでもあります。これで訪問支援をしながら、就業支援までつながっているということです。

また、神奈川県座間市では、人口13万ですけれども、社会復帰するための就労準備、また職員の研修会を実施しております。相談者の困り事などを記載をして、ほかの課との情報共有をするために、つなぐシートというものを導入して、連携体制を強化しておるそうでもあります。昨年は437件の相談があったそうでございます。

3つ目として、三重県の名張市ですけれども、ここはうちと人口等も同じ7万9,000人、これはまちの保健室ということで、これも民生委員、自治体、有償ボランティアと連携をした住民相談の対応をしております。こ

れは市として、部局として横断的に対応する担当職員を、これは専門的な担当職員を配置しておるそうです。エリアディレクターということで、それに対してやはりひきこもりの支援の相談もふえてきて、就業支援につながってるということがあります。

市としては、さまざまな支援を行っておる、相談を行っておると思いますけれども、このひきこもりに対しての支援の強化っていうのが必要ではないかと思っておりますけれども、これについてどのような認識を持たれてるのかお伺いをしたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 今、御紹介をいただいた先進的な事例等で、国のほうでもさまざま議論が進められているというふうには思っております。

ひきこもりという概念につきましては、さまざま本当に多岐にわたる要因が、高校受験のときからのか、大学を卒業して就職ですとか、その方々の後ろにあるそのひきこもりの要素というものが本当に人それぞれ、100人あれば100通りというふうな状況もございます。そういったところをよく相談をさせていただきながら聞き取るということが大変重要なことというふうに思っております。

また、そういったところの対応につきましても、現在の介護ですとか障害、子供、生活困窮というふうの一つ一つに区切られるようなものではなくて、それも重層的に絡み合うようなこともございますので、こういったところも市の体制も含めまして今後研究を加えてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） やはり、必要性が私はあると思います。

昨日、他の議員でも孤独死というのを取り上げて、若年の社会的孤立っていう、それが一つのひきこもりにつながっているっていうのを御答弁もありましたけれども、やはりこれから先、今まで見えなかったものですが、これは潜在的に、全国に全体で115万人と言われてますけれども、やはり見えないひきこもりの方が数多くおられると思います。

特に、市長が掲げる日本一子育てしやすいまちづくり、また一つにはシニアが活躍するまちづくり、これに対してもやはり就労支援につながるよう力を入れるべきだと考えております。

また、生活困窮者自立支援の中でも、平成30年度、厚労省では就労準備支援、ひきこもり支援の充実として総額13億円以上の経費を計上しております。これから先、ひきこもりに対してもそういった部分での支援が必要になってくると思いますので、ぜひそういったひきこもりに対しての強化をしていただきたいと思っております。

続いて、セミナーについてですけれども、セミナーの実施っていうのはないということですが、この生活困窮者自立支援調整会議において、ひきこもりから脱却した成功例について関係機関と情報を共有してることでしたけれども、具体的な内容について事例があればお伺いをしたいと思います。

○生活福祉課長（川田貴之君） 生活困窮者自立支援調整会議におきまして紹介された事案につきましては、個人情報に当たるものでもございますので詳細な説明は控えますが、そえるが対応した事案でございます。

就職がうまくいかずひきこもりを始めた方のケースでございまして、就労準備支援事業として農園での活動に休まず参加したことで、やがて国家資格の取得を目指すようになりました。具体的な就職活動まで実施できるようになったものでございます。母親が本人を連れて相談に来たこと、理解のある農家が就労準備支援として農園作業という全く違う環境を提供したこと、本人も徐々に自立に向けた意欲を持ち始めたことなどが成功につながったものでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) このような事例が、本当に一人でも二人でも多く出ればいいなと思いますけども、この事例に関しては母親が本人を連れて相談に来たということが一番だと思いますけども、なかなか本人が相談に来るっていうのはなかなかないと思いますので。

続いて、このセミナーについてですけども、社協が10月に開催をしたひきこもりセミナーについてですけども、130名ほどが参加をして大変好評で終わった後も相談が絶えなかったと聞いておりますけども、これに関しては、市としてはどのように捉えているのかお伺いをしたいと思います。

○福祉推進課長(嶋田 淳君) ただいま御紹介のありましたひきこもりについて考えるセミナーでございますけれども、こちらは社会福祉協議会の事業であります見守り・声かけ活動、こちらの協力員の研修会として実施されたものと伺っております、基本的には協力員の方を対象としたものですが、今回は一般の市民の方の受講も認めて実施したというふうに伺っております。

このセミナーの主たる目的は、今申し上げましたように協力員の資質向上でありますので、市の職員等は出席はしていません。なお、セミナーの内容についてであります、ひきこもり支援の実績のあるNPO法人の担当者による講演、またグループワークなどで大変有意義な内容であったというふうに伺っております。

見守り・声かけ活動は、訪問や声かけ活動を通じまして独居高齢者などの安否確認、また触れ合いを目的とした住民主体の活動として実施されておりますが、この活動の協力員の方々がセミナーを受講されましたことによりまして、顔の見える関係を前提にひきこもりの問題にもかかわっていただける、こういう観点を持っていただけるということは、地域における孤立化防止のセーフティネットとして大変有効なものというふうに考えております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) この社協が開催したセミナーですけども、これについては市に対して情報提供はあったのでしょうか。お伺いをしたいと思います。

○福祉推進課長(嶋田 淳君) 社協の事業は、市報への掲載ですとかそういったことを通じまして、私どもにもそういった市報の原稿の確認であるとかそういったことで情報の提供はあったんでございますけれども、この事業やりますので、ぜひお越しく下さいみたいな案内っていうのはなかったように記憶しております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) このような、やはりひきこもりのセミナーってなかなか近隣では実施はしてないと思うんですけども、やはり相談窓口の中でこういったひきこもりの支援、ひきこもりを必要とされてる方が多くいるというのが実際には見えつつある状況の中で、やはりこういったセミナーに関しては、市としても積極的に参加をすることによって、相談者がやはりスキルアップのためには必要だと思いますけども、これに関してどのようにお考えなのかお伺いをしたいと思います。

○福祉部長(田口茂夫君) これはひきこもりということに関してのみではございません。

市の職員につきましては、さまざまな相談業務などもございます。そういったことに関しまして、アンテナを高くしまして、資質向上、またそういった研修会にも参加というのは大変重要だというふうには考えております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 今後、ますます高齢化、またふえてく中で支援につなげるための関係機関とやはり

連携をして、セミナーなど開催をする必要があると思いますけれども、またこれは当然対象者向け、職員向けのやはりスキルアップの研修会なども必要だと思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 先ほど来のお話の中でもありますように、従来このひきこもりの問題につきましては、個人や家族の問題として認識されておりまして、家族も積極的に表に出さないような傾向があったというふうには認識しております。

このためひきこもりの期間が長期化し、状況によっては大変困難な状況になるということもあります。また強いて言えば、孤独死などのより悲惨な状況に陥るというふうなことも発展するということにも考えておりますので、こういったことのないように、なるべく早く社会的支援につなげていくということが大変重要かと思っております。そういった意味で、国においても先ほど来、少しお話をしましたけれども、断らない相談支援というふうな形の動きなどもしてきているというふうには考えております。

そういったことも踏まえまして、職員においても、また地域の皆様方においても、こういった問題の知識などは大変重要かというふうには思っております。

東京都のホームページに、ちょっと見てみますと、民間の事業者であります、ひきこもりサポートネットというふうなものが出てきてまして、ひきこもりの支援、この辺の地域でいえば立川市ですとか武蔵野市などにもあるようでございまして、ちょっとこの近隣はそのぐらいしかないかなというふうには、幾つかまだ、幾つか多摩地区ではまだもう少しあるようでございますけれども、そういったところの情報照会ですとか、また先ほど生活福祉課長が申し上げました、くらし・しごと応援センター そえる、こちらにおきましても、数多くはございませんけど、それなりの相談実績などもございます。

こういったところを、市民の皆様を初め職員への情報提供、また場合によってはセミナーの開催などの案内なども含めまして情報提供に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○17番（木戸剛秀彦君） 先ほど連携事業ということで、生活困窮者自立支援の調整会議において、さまざまな部署が連携をしているということでしたけれども、今月ですか、19日、武蔵村山市でひきこもりからの脱出ということで、これは東京しごと財団が主催をしてシルバー人材センターが共催をして、セミナーが開催されます。

この開催に至った経緯をお伺いしたんですけれども、シルバー人材センターの会員の中から、やはり仕事をしていく中でひきこもりの方がいると、そういう形で多くなってきてる中で、こういった部分での就業支援につながる必要があるのではないかということでセミナーに至ったという経緯をお聞きしております。

私の一般質問の中で、シルバー人材センターのことは触れてませんが、このシルバー人材センターとの連携とか関係とか、そういった部分では今までとったことあるんでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） シルバー人材センターと直接的な形でのこういったことの連携というのはないわけでございますけれども、当然高齢者における仕事ということに関して、ひきこもりも含めて今後の健康寿命の延伸なども含めると、シルバー人材センターの高齢者に対する役割って大変重要だというふうには考えております。

今後、どういったことができるかということも含めまして、少し相談をしてみたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） やはりひきこもりというのは、幅がやはり特定できない、かなり幅が広くなると思いますので、各機関との連携が特に重要ではないかと思えます。いざ発見されていても、そのままにしてあるケースが今まで多かったと私は認識しております。

それに対して、そういった連携をとったやはり支援体制が必要ではないかと思えます。やはり訪問支援から就労支援につながる相談の支援体制の充実というのはすごく大事だと思います。誰も置き去りにしない、決して見捨てないということを念頭に置いて、これからも市としてもひきこもり支援について力を入れていただきたいと要望して、1つ目の質問は終了いたします。

続きまして、2番目の災害対策についてお伺いをいたします。

台風19号の影響により発生した蔵敷1丁目付近の土砂崩れ、また芋窪1丁目の倒木被害についてでありますけども、10月12日、蔵敷1丁目でも土砂崩れが発生して、その近隣の方から私も連絡がありまして、即、早朝駆けつけさせていただきました。もう市の職員、建設同友会、さまざまな方たちが作業を行っておりました。本当に敬意を表したいと思えます。

ようやく仮開通が実施をされたということですが、これ本開通の見通しについて改めてお伺いをしたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 現在、本復旧工事に向けて設計を委託しているところがございます、現時点では正確な時期については申し上げられませんが、設計作業と工事の施工で約8カ月程度かかると見込んでいます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 私も、10月12日以降、何度もその地域を訪問してさまざまな状況を見てはいますが、当初復旧が早目にできるのではないかなという予測をしたんですけども、やはりかなりずれ込んでおくとおもうんですけども、おくれた理由についてお聞かせいただきたいと思えます。

○環境部長（松本幹男君） もう少し、市のほうでも早く仮復旧が終わるかなというふうには考えていたところですが、なぜ少し時間を要したかという部分につきましては、崩落した土砂の量が想定以上に多いということもありますが、それに加えましてかなり水が出るというところの場所になっておまして、掘れば掘るほど水が出てしまうことで土が粘土状になってしまうという、そういったことから作業効率をちょっと低下させたというところに原因があるものと考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） そうしたら、今後の復旧に向けての課題についてお伺いをしたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 課題でございますが、今後復旧工事に当たりまして、再度市道682号線が不通になることから、近隣住民の皆様にご不便をおかけすることになります。また、設計後速やかに工事を施工するためには、施工事業者の確保も課題となっております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） かなり時間がかかるということで、やっぱり近隣の住民はかなり不安を抱えておるとおもうので、やはりこれに関しては早くやれば早いということではなくて、やはりしっかり住民の安全を守るための工事を進めていただきたいと思うんですけども、この蔵敷1丁目の土砂崩れが発生した北側というか通り側ですけども、これは以前からの住宅裏の狭山緑地の樹木が実は根本が少しえぐられていて、倒木の心配があるということで、これ以前から住民から不安の声が上がっております。これはもう3年ほど前ですか、

実際に市で確認したところまだ安全であるということを一度確認はしております。

しかしながら、やはり見てみると今回の台風で倒木しなくてよかったなと思ってるんですけども、やはりその木の前には住宅がございます。そういった意味では、不安の声を聞いておりますので、これについては伐採ができないのかお伺いをしたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 今、御指摘いただきました場所につきましては、改めて現場を確認の上、必要な対応を検討したいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひ、この現場を早急に確認していただきまして対応していただきたいと思っております。

続きまして、そのまた北側、住宅地のちょうど狭山丘陵にかかるところですけども、これに関しては毎回台風によって、台風の豪雨によって池のようになってあふれそうになっている箇所がございます。これについては、対策についてはどのようにしているのかお伺いしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 御質問の場所でございますが、市ででき得る対応というところで、狭山緑地北側の道路、こちらのほうを土木課の協力をいただきまして、昨年なるべく道路雨水が緑地に入らないようにということでの対策の工事をしたところでございます。

そのことから、道路雨水が緑地の中に入ってくるというところでは、雨水の量の浸入っていうのは防げてるのかなというふうに考えておりますが、ただ現地の状況が、やはり狭山緑地ののり面が民家側へ向かった傾斜になっておりますので、そういった高低差から生じます雨水の流入、そちらについて解消するのは難しい状況であるというふうに考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 解消は難しいということでは、お聞きしました。

ある程度、現状では安全ではないかということですけども、私も何度も豪雨時には確認をさせていただいてるんですけども、やはり市民の方から、それ以上になったときにあふれるんじゃないかってすごく心配をされてる住民の方がおりますので、やはりここに関してはそういう状況を踏まえながら、再度点検等もしっかりしていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

続きまして、芋窪1丁目の倒木に関してですけども、これ具体的な経過状況についてお伺いをしたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 芋窪1丁目のほうでございますが、蔵敷1丁目の土砂崩れがあってそちらに対応していたところ、隣地の所有者様から御連絡いただきまして、御自分の家の竹が数十本倒れたんだが、その中に狭山緑地の木が1本入ってますよというふうに御連絡いただきました。現地を確認の上、その1本についてはすぐ伐採を行いました。その後、3本の木の根元の土がえぐられてることがわかりましたので、今週に入り伐採をいたしている状況でございます。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

私も何度もこの現場には、狭山緑地の上に上がって見ましたけれども、この3本の木が本当に危なくて、それはもう強風でも倒れるんじゃないかっていうことで心配してたんですけど、今週伐採をしていただけたということで感謝しております。

それに関して、現状、根の部分とか土の処分にに関してですけども、根もかなり大きく張っておりまして、こ

れに関しての処分はどうするのか、またこれは市が処分するのか、どういう状況になってるのかお伺いをしたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 根につきましては、単純に除去しちゃっていいものかどうか、危険性が逆に増すと困りますので、その辺について今後検討したいと考えております。土につきましては隣地の所有者様とご相談の上、対応したいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） わかりました。

今回、木を3本伐採したということですが、やはり今回の被害によって周りの樹木っていうのもやはりちょっと心配な件がございますので、しっかり点検もこれを含めてお願いをしたいと思います。

続いて、再発防止の前に、先に樹木の点検についてですけれども、これは樹木の点検については、これ現状剪定を行ってるということですが、これどのようにしてるのかお伺いをしたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 樹木の点検でございますが、狭山緑地につきましては私どもも時々行くんですが、そのほかに日中、狭山緑地管理事務所に管理人を常駐させておまして、委託業務の中で緑地内を巡回して異常の有無を確認していただいております。また、東大和市狭山緑地の雑木林の会、こちらがいらっしゃいまして、こちらにおかれましては、台風の後には樹木の確認を協力していただいております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） この点検についてですけれども、特に私が心配するのが住宅沿いなんですけれども、住宅沿いについては特に注意をして点検の必要性があると思いますけれども、これに関しては何か強化をしているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 今、御指摘いただきました住宅沿いですが、災害が発生した際には確かに大きな被害が発生してしまう可能性がございますので、より確かで慎重な点検の必要があると認識してございます。引き続き、東大和市狭山緑地雑木林の会等の協力をいただきながら点検したいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

先ほどの樹木の剪定についてなんですけれども、これに関しては剪定の基準があるのかお伺いをしたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 樹木の剪定基準でございますが、樹木の高さによる選定基準は特に持ち合わせてございません。毎年、枝が大きく伸びてしましまして、周辺に支障が生じる樹木等については枝おろし等の対応をしている状況でございます。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） その剪定計画についてですけれども、これ剪定計画っていうものはあるのか、また実施状況についてどのようにしてるのか、お伺いをしたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 市では、今まではできるだけ樹木を切らずに大事にしていく、保存していくという視点で管理してきております。

しかしながら、狭山緑地全体では樹木が大きくなり過ぎ、老木が多くなってきたため、維持管理の経費が膨らんできているという課題がございます。最近のまた気象状況から、災害等を発生させないという視点が必要になってきており、今後は樹木を大事に管理していくという視点のほかに、経済的な視点と災害を防ぐ視点の

両立ができるような管理を目指していく必要があると考えております。

そのためにも、剪定計画を作成する必要があるものと認識してございます。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 剪定計画を作成する必要があるということで、ぜひお願いをしたいんですけども、やはり住宅沿いの狭山緑地のこの高さ剪定についてなんですけれども、これは以前から住民の方から多く寄せられてる御相談なんですけれども、これは高さが伸びる一方で倒木するのではないかと、特に音もすごいし、住民の方から不安の声が本当に多く上がっております。これは優先して高さ剪定をする必要があると思うんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 今御指摘いただきました狭山緑地の樹木につきましては、確かに大きくなり過ぎまして老木化した樹木もあると思いますので、現地を確認の上、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） この現地の確認ですけれども、ぜひ現地を確認していただきたいのは郷土博物館裏の住宅周辺と、土砂崩れのあった蔵敷1丁目の住宅付近に関しては、やはり心配な声が上がっておりますので、ぜひ点検、確認をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、再発防止の取り組みについてなんですけれども、これはどのように取り組んでいくのかお伺いをしたいと思うんですけども、樹木による事故などを防ぐために萌芽更新を計画的に実施をする必要があるということなんですけれども、どのようにしていくのかお伺いをしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 国のほうの指針で、樹木に関して点検を行うための指針等というものもやはり出ておまして、ただ先ほど来申し上げておりますように、当市の場合、大切に育てていくということを長年やってきた結果、やはり大きくなり過ぎてしまっていて一部には老木化しているという問題が、ここへ来てかなり自然災害によって発覚をしてきたというところでございます。

したがって、今後、本来あるべき萌芽更新を行う、そこについては必要性を大変感じているところでございますが、なかなか樹木の専門的知識を持つ方を交えた中で実施していかないと、あれだけ広い面積にかなりの本数が植わっている状況でございますので、そういった知識を有する方、また特に身近なところでは雑木林の会、そういった方たちの協力もいただきながら、経済的な形で取り組んでいければというふうに考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひお願いをしたいと思います。

私も、芋窪、狭山緑地を、中に入って見ましたけども、やっぱり老木の木が倒れてたり、かなり倒れてる木がございました。そういった意味では、しっかりと点検をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、ペットの避難についてですけれども、いざ災害が起きたときの避難所の対応についてですけども、ペットを飼っている方から、災害時のペットの避難はできるのか、不安の声が上がっております。避難できる箇所は決まっているのか、過去に避難された方はいるのか、対応はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 災害時のペットの避難でございますけども、市長からも御答弁いただきましたが、避難者の衛生管理や騒音等の観点から、避難者の生活空間と分離して管理することを前提に認めているところ

でございます。

避難できる箇所、区画のようなところにつきましては、事前には決まっておりません。避難所管理運営マニュアルに基づきまして、災害時の避難所で活用可能な場所、それから実際に避難に来た避難者数の数、それとあとあるいはペットの数などを勘案しまして分離した空間を確保することを条件に場所を決定するというふうを考えてるところでございます。

それから、過去避難された方がというのがお話ありましたが、こちらにつきましては、ことしの台風19号におきまして奈良橋市民センターに避難された方の中に犬を1匹連れて来られた方がおられたということでございます。1階ロビーの隅でおとなしくしていたということで、ほかの避難者から苦情がなかったというふうに伺ってるところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 1階ロビーでおとなしくしていたということですが、これはペットを飼っている方が多いですので、やはり多くなるとさまざまな対応が必要になってくると思いますけれども、これについてもしっかり受けとめて、今後、ペットの避難訓練に、次に移りますけれども、このペットの避難訓練についてですけれども、実施を検討していくということですが、これについてももう少し詳しくわかればお伺いをしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） ペットを含む避難訓練の実施につきましては、まだ詳細は決定しておりませんが、今後詰めていきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） これに関しては先進事例、京都市でも市が主催をしてペットの同行避難訓練っていうのも行っております。そういった意味では、そういう事例も参考にしながら、ぜひ避難所訓練のときに実施をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして3点目、犬のふん対策についてですが、これはイエローチョーク作戦、本年1回定例会でもお話をしましたけれども、この具体的な実施時期と内容についてはどのようになっているのかということですが、現在窓口相談に来られた方に対してイエローチョークを渡しているということでしたけれども、これではやっぱり受け身ではないかと思っておりますけれども、これはなかなか解決しないと思っておりますけれども、これに対してはいかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） イエローチョーク作戦、既に実施している市がございますので、そちらのほうの市にいろいろと情報を聞いてございます。その中で、既に実施してる市の例でございますが、まずは住民の方々の状況を把握するというのもございまして、まずは試行でやったというふうに聞いております。

したがって、当市の場合でもそれほど地域性が変わるわけではございませんが、一応住民の方々の状況がある程度見てから、本格的に周知をしたいというふうに考えておりました。そのことから、相談に来られた方とかそういった方たちから、順次今のところは進めているという状況でございます。

ただ、今年度入りまして、イエローチョークを数名の方にお渡ししてはいるんですが、特段市民の方から特別そのことで問題があるような情報はいただいておりませんので、今後市報等を用いてという形の中で周知ができればというふうに考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

これに関しては、次の広く市民に周知する、周知についてでありますけれども、このホームページ等で市報、ホームページで周知していくということですが、これはぜひ早急に進めていただきたいと思うんですが、この周知の時期とか、これはどのように周知をしているのか、取り組みがわかればお伺いをしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 周知の時期でございますが、ホームページにつきましては、市の公式ホームページはすぐに対応できるのかなというふうに考えております。ただ市報につきましては、どうしても原稿等の関係がございますので、年が明けてしまうというところになります。

また、具体的な取り組みということでございますが、周知の際には当然活字ばかりではなくて、写真や絵を入れた中でわかりやすく周知したいと思っておりますが、一定程度普及させるためにはというところの取り組みというところでは、これは例えばの例でございますが、今緑のボランティアの方がかなりふえてきておりますので、そういった方たちが今いろんな地域の公園で花植えを行っておりますので、気づいたときにマーキングしていただけないかとか、そういったことは一つの例として使えるのかなというふうに、今考えております。

詳細につきましては、それほど時間をかけずに、年明けた時点で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 急にイエローチョーク作戦といってもなかなかわからない部分がありますので、やはりこれは市民にわかりやすく、先ほど部長がおっしゃったように、イラスト、写真等でわかりやすい案内をぜひしていただきたいと思っております。

また、イエローチョーク作戦も今各自治体でも今ふえてきております。そういうのも参考にしながら、ぜひ早目に実施をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

この犬のふん対策については、終了いたします。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時37分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（木戸岡秀彦君） 続きまして、4番目のコミュニティタクシーについてでありますけれども、この芋窪地域に関しては、もう市民の方から今まで困ってるので何とかしてほしいという要望を強く受けてまいりました。8月中旬に試行運転という計画ということで、市長のほうから御答弁ありましたけれども、これ地域公共交通会議において、試行運転に実施についての協議を調えたということですが、具体的な時期だとかルートとか、さまざまな具体的な内容が決まっていればお伺いをしたいと思います。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 現時点では、これから、予算を措置するために関係機関との協議を調えたということです。最終的に地域公共交通会議で協議が調いましたので、その内容についてお答えさせていただきます。

本年11月19日に開催いたしました東大和市地域公共交通会議に付した内容でございますけれども、まず運行の目的でございますが、一部に公共交通空白地域を抱える芋窪地域において、通院、買い物等の市民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、道路運送法第21条に基づく6カ月間の試行運行を行い、時間帯、停留所

ごとの需要及び運行計画の妥当性を検証するために試行運行を行うものでございます。

続きまして、運行の期間ですが、令和2年8月17日から令和3年2月16日の月曜日から金曜日、祝日と年末年始を除くものでございます。

路線についてですが、定時定路線を運行する1路線でございます。芋窪地区を、旧芋窪街道を境にしまして、西側と東側をコンパクトに一回りずつして1運行とする系統でございます。上北台駅を出発いたしまして、先に旧芋窪街道の西の地域を回ります。駅に戻りまして、次に東の地域を循環して1系統とする形態であります。

使用車両についてでございますが、定員10人のワゴン車といたします。運行回数は、上北台駅発8時45分から16時15分発として、1日9便を予定しているものであります。

そのほかに市が試行運行に要した経費のうち、運賃収入で賄えない部分を予算の範囲内で補填することとしております。また利用状況から事業化の見込みがない場合や試行運行の継続が困難となる状況が生じた場合は、地域公共交通会議の協議を調べ、試行運行を中止することなどを内容としているものでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 湖畔地域は試行運転ということで、まず初めってということですが、今回の芋窪地域にかかわる初期費用、予算というのはどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

○都市建設部副参事(内藤峰雄君) ただいま当初予算の見積もりを行ってるところでございますが、まだ確定している内容ではございませんので、ただどういふものを見るかといった内容になりますと、停留所の整備に必要な経費を見るっていうふうに考えております。初期費用ですよね……初期費用についてはその分を見ます。以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 地域公共交通会議で協議を調べたということですが、現状課題はあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○都市建設部副参事(内藤峰雄君) 当面まずは予算措置をきちんとする中で、事業についての課題といたしましては、この地域、限定された地域の事業であるということもありますけれども、試行運行の実施がこれからの事業のスタートになるというふうに捉えております。コミュニティバス等運行ガイドラインに即した基準をきちんと満たして本格運行を実現するためには、多くの方に利用していただく必要があるというふうに考えております。そこで利用促進を図って地域で育てる交通としていくことが重要というふうに考えております。

また運行事業者の理解、協力がなくて成り立たない事業でもありますので、タクシー業界全般で人手不足となっている状況を踏まえまして、地域、事業者及び市で事業の継続について研究し、協働していく必要があるというふうに捉えております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) このコミュニティタクシーについては地域でもアンケートを行って、特に芋窪地域は回収率がよかったというふう聞いておりますけれども、これを行った部分での乗車の予測とか目標というのは決まってるのでしょうか。

○都市建設部副参事(内藤峰雄君) 今回、事業計画を作る中では、1日の乗車目標を70乗車といたしました。アンケート等ではもう少し高い数字が出ておりますけれども、この交通導入に対する期待値であったり、またアンケートで想定したルート等についてですね。最初想定したルートとは、実際に運行できるようになったルートが異なってるっていうようなことから、1日の乗車目標を70乗車として定め、事業計画を作成しているものでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

先ほど冒頭でも申しましたけれども、地域の皆様方が待望していた試行運転であります。これに関しては、目標に達しない場合は検討せざるを得ないという答弁もございましたけれども、ぜひこのコミュニティタクシーについては皆さんからの待望ですので、ぜひ続けていただきたいなと思います。

アンケートについてもさまざまな要望等も出たと思いますけれども、これに関してはアンケートを基本的にもととしてでき上がったという認識でよろしいでしょうか。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） アンケートを行ったというのは、一定の需要予測的なものもしたい、またどのような交通を地域の方たちが望んでるかといったようなことを把握するために行いました。それで、芋窪地域については、上台北駅へ出る交通を望んでる方が多いというようなことを把握いたしまして、先ほどのルート、芋窪街道を境に西側、東側をコンパクトに回って利便性を高めるといったようなルートを、地域の皆様と検討会の皆様と一緒に考えたという次第でございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 試行運転ですけども、この試行運転をしている中でさまざま、課題が見えたときには変更とかそういうことはあり得るのでしょうか。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 先ほどもこの試行運行の目的っていうところで触れさせていただきましたけれども、そういったことを検証するためのものです。しかし、地域の道路環境等から、ルートを大きく変えたいという希望があっても、実際に走れるかどうか、または安全に停留所を設置できるかどうかといった課題もございますので、そういったことを含めて検討が必要だというふうには考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） わかりました。ぜひ順調に行けるように期待をしておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上でコミュニティタクシーについては終了させていただきます。

最後の5番目、AEDの有効な設置についてお伺いをしたいと思います。

私も一般質問で何度も質問させていただいておりますけれども、コンビニ設置についてですけれども、これは推奨ではなく、設置が考慮をされる施設の位置づけということでしたけれども、また設置していただけるよう要請をしているということでしたけれども、これ要請に対して現段階の反応はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 状況は変わってはございません。市と包括協定を結んでおりますセブン-イレブン・ジャパンさんの説明では、セブン-イレブンの店舗というのは直営ではなく加盟店であることで、幾つか条件つきで認めてるというお話を再三受けてるところでございます。その条件は、主なものを申し上げますと、まず行政側で費用を全額負担してほしいということと、それから店舗ごとに、そのオーナーさんのほうに行政側のほうで個別に説明をして了承をとってくださいということと、もう一つは、あくまでも貸し出し業務ということで、店舗の従業員に使用義務がないものとするということと、それからその従業員の救命講習受講は任意とすると、こういった内容がクリアされた条件で、その店舗の承認の中で設置が可能だということだったので、現時点では状況は変わってないということでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) なかなか条件がクリアできないっていうのはわかりましたけれども、コンビニは今かなりふえてきておりますけれども、やはりいざというときに使える必要性っていうのはすごく感じるんですけども、実際には公共施設が少ない地域、AEDは冒頭でも言いました45カ所の公共施設に設置をしてあるということですけども、公共施設の少ない地域っていうのは当然AEDが少ないわけで、その中でさまざまな人が行き交う中で、万が一事故が起きた場合、心肺停止の人が発見された場合に、どのようにしてその人をAEDに導いていけるかっていうことはすごく大切なことだと思うんですね。そういった意味では、少ない地域、例えば芋窪・蔵敷公民館、今あると思うんですけども、やはりそういった地域にコンビニは1店舗ありますけども、そういうところを限定にして、少ない地域に設置の推奨をできないのかお伺いをしたいと思います。

○総務部参事(東 栄一君) おっしゃるとおり公共施設の少ない地域ではAEDの設置も当然少なくなりますので、このあたりをどうするかは課題であるというふうに認識してるところでございます。現状では、子供の見守りのために、市内全域の巡回パトロールを実施してる青パトのほうにもAEDを搭載して緊急事態に備えるようにはしておりますけども、限定的な対応でございますので、将来につきましては引き続き研究してまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) これに関してはどこでもつけばいいっていう問題ではなくて、やはり少ない地域で何かあったときに命を守るということの観点から、そういった地域に関しては積極的に進めたいと思いますので、これに関しては研究じゃなくて検討をぜひしていただきたいと思いますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

続いて2の緊急時、夜間、休日いつでも使用できるよう公共施設の屋外への設置の必要性についてですけども、現在休日、夜間に利用できる施設っていうのはあるのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) AEDを設置してる公共施設等につきましては、現在市のホームページに使用可能日時を記載したものを公開してるところでございます。休日、夜間ということで申し上げますと、休館日を除きますけども、ハミングホールとか、それから Rondみんなの体育館、あと各公民館と各市民センターで、一部市民センターで午後9時までとありますけども、それ以外についてはおおむね午後10時まで使用可能というふうにして公開してるところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長(石川博隆君) まず市内の小中学校に設置されていますAEDについてですけども、各校舎内に1つずつのほか、第一中学校におきましては体育館の入り口に設置をされておりますので、第一中学校におきましては体育館で、休日、夜間も利用が可能というふうな形になってございます。そのほかの小中学校におきましては、休日でも施設管理員が午後7時30分まで勤務しておりますことから、この勤務時間中は利用が可能という形になってございます。

以上です。

○17番(木戸岡秀彦君) 当然、休日、夜間利用でも時間が当然制限をされると思うんですけども、これ改めて公共施設の野外設置の必要性についてはどのように考えているのか。これは施設、また教育委員会も含めてですけども、どのように考えてるのかお伺いをしたいと思います。

○総務部参事(東 栄一君) 公共施設につきましては、あれば望ましいという認識は当然持ってはございますけれども、今突然心肺死につきましては、おおむね家庭での心肺死の状況が約7割というふうに言われており

まして、通常は公共施設を利用してる方の中で起きる可能性が大きいということで、あればよろしいと思いますけれども、現状ではその施設の稼働時間内で利用できれば、今のところは十分なのではないのかなっていうふうに認識は持っているところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（石川博隆君） 市内の小中学校に設置しておりますAEDは、基本的には児童・生徒を対象に設置をしてございまして、校庭、体育館におけます授業中や部活動等におけます緊急事態に備えてるというところでございます。これを仮に屋外へ移設するような場合、電源の工事ですとか、いたずら、破損への対応も考慮せねばならないことで、それらについて費用が当然必要になってくるということもございまして、現時点では移設の考え等は持ってございません。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） じゃ、もし休日、夜間小中学校のグラウンド及び体育館を利用して、AEDが必要になったときは、これはどのように対応するのかお伺いをしたいと思います。

○教育総務課長（石川博隆君） 学校施設を利用する団体に対しましては、世話人会等でAEDの設置場所等の情報を提供するとともに、校舎内にAEDを設置してる学校の場合にあつては、夜間、校舎を施錠するまでの間、使用することができること、施設管理員が午後7時30分まで業務してございまして、それまではそのことを事前に周知をしてるところでございます。その上で、万が一このような事態が発生して、AEDがすぐに使えないという場合につきましては、救急車の速やかな要請と同時に心臓マッサージや人工呼吸といった救命措置を継続的に行っていただくということをお願いするものでございます。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） これに関しては、当然起きては困るわけですがけれども、やはり緊急時にすぐ対応できないと命にかかわる。これは1秒、秒単位で大事になってくるものですので、そういった部分では検討をする必要があると思うんですけども、これ夜間、体育館とか、グラウンドを利用してる学校っていうのはどの程度あるんでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 社会教育課の資料をもとに、小中学校の校庭や体育館の使用実績につきまして、各学校の平成30年度の実績で申し上げます。

体育館の夜間の利用頻度に関してでありますけれども、体育館の利用を、午前、午後とそれから夜間っていう形で、それぞれ1単位という形で貸し出しをされてるところでございますけれども、平成30年度の実績で15校全ての体育館が利用されております。それで、年間休日、夜間を含めて4,465単位の貸し出しがあったうち、夜間は3,573単位という形で8割が夜間の御利用ということでございます。15校平均で、1校当たり238単位という形になりますけれども、第一中学校が502単位ということで、平均に比べて2倍近く最も利用が多かったという形になります。

続きまして休日、グラウンドの使用頻度でございますけれども、午前、午後、夜間全体で2,220単位の利用があったということです。このうち9割近くが午前、午後の利用の数字でありますことから、これが主に休日の利用実績というふうに考えるところでございます。グラウンドについては小学校の校庭利用が大半でございまして、中学校の校庭は部活動の関係もございまして、社会教育団体の利用というのは極端に少ない状況だったというところでございます。

以上です。

○17番(木戸岡秀彦君) やはり各学校で利用してる、特に夜間利用してる場所も多いということですので、今まで、この夜間とかに、そういった心肺停止とかに陥ったっていうことは過去にあるんでしょうか。

○教育総務課長(石川博隆君) 私が把握してる場所におきましては、そのような事情は把握してないので、特にそういった差し迫った緊急の事態というのは起きてないというふうに認識してございます。

以上です。

○17番(木戸岡秀彦君) このAEDの屋外設置に関しては、私も一般質問で屋外設置、小中学校については、特に神奈川の大和市、海老名市等は積極的に進めて屋外設置を進めておりますけれども、やはりリスクとして盗難のリスクとか、コストが高いということですが、やはり利用頻度の高いところに関しては、そういったものも検討する余地はあるんじゃないかと思います。特に学校に関しては児童・生徒が優先して、それに合わせて設置をしてるってことですが、これに関しては社会教育部を含めて、そういった部分での検討が必要だと思いますけれども、再度お伺いをしたいと思います。

○教育総務課長(石川博隆君) 利用頻度の関係で、体育館におきましては社会教育団体の利用頻度も最も高い第一中学校においては、もう既にそのAEDが設置されてるところでございます。グラウンドの使用につきましては、休日の日中の御利用、午前、午後が多いわけですが、その際には施設管理員、委託の職員が、午後7時30分まで勤務してるというところがございますので、現時点ではちょっと屋外の設置というのは考えていないというところがございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 第一中学校には設置してあるということですが、それは体育館ですね。それ以外の体育館に設置する計画、考えはないんでしょうか。

○教育総務課長(石川博隆君) 今の時点では、そのような計画というのは持ってございません。

以上です。

○17番(木戸岡秀彦君) それでは、これも一般質問でお話をさしていただいておりますけれども、屋外設置に有効な自動販売機の併設AED、これに関しては、これ公共施設含めて検討はできないのかお伺いをしたいと思います。

○総務部参事(東 栄一君) 現在公共施設に設置している自動販売機につきましては、全て今は屋内設置としてございます。また設置してる自動販売機につきましては、一定の収益を目的に福祉団体などが、行政財産使用許可により設置してるということがございますので、自動販売機の入れかえなどの機会がある際に、そのあたりを検討できないかは協力要請をしていければというふうには考えてございます。

以上でございます。

○学校教育部長(田村美砂君) 小中学校のほうでの検討ということになりますけれども、繰り返しにはなりますけれども、市内小中学校に設置しておりますAEDは、まずは児童・生徒が体育等の授業、または部活動での緊急事態に備えて優先的に設置をされているというものでございますので、また体育館、それからグラウンドの利用者が御利用になる時間帯等には、先ほどの説明でもある程度充足できているものと捉えております。

学校に自動販売機の設置というものは現在行われておりませんので、そういった意味からも学校での状況も確認する必要もあるのかなと思ってございます。今回、学校にAEDつきの自販機ということで御提案いただきましたけれども、今後の研究課題として受けとめさせていただきたいと思っております。

以上です。

○17番(木戸岡秀彦君) 私は、このAEDについては再三質問させていただいておりますけれども、やはり緊

急時、何かあったときにすぐ対応できる体制づくりっていうのはすごく大事ではないかと思えます。

先ほどのコンビニについてもそうですけども、やはり市内全体でAEDが少ない地域等、やはり費用的なものがあると思えますけども、現段階で東大和市では60施設に設置をしてあって、5年リースということでお聞きをしております。これは5年リースで603万6,120円ということで、以前答弁いただきましたけども、1年で年13万4,136円、月に関しては2,235円という、これは他市に比べてもかなり安価な価格だと。私はさまざま、調べさせていただきましてけども、これに関して全て設置するんじゃなくて、そういった部分での費用もこれは必要だと思えますけども、これちょっと前後しますけども再度伺いたいと思えます。

○総務部参事（東 栄一君） 確かになるべく安価にということで、リース対策をしているところでございます。また先ほどの繰り返しになってしまいますけども、現状でのAEDの公共施設、それから夜間、休日の設置につきましては、まだまだ課題があるというふうに認識をしているところでございますので、引き続き検討させていただきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひ、今これAEDの屋外設置、コンビニ設置というのは毎年自治体においても、当然自治体が費用を設けるといところは多いですけれども、やはり緊急時の対応に対してはしっかりこういった部分でも研究をしていただきたいと思えます。毎年、設置については小中学校の屋外設置もこれふえております。その設置をしているところの状況等も、ぜひ研究をしていただいて、やはり誰もが住みやすい、やはり緊急時に対応できるような市としての対応をお願いをしたいと思えます。

以上、今回5つに対して質問させていただきましたけれども、ぜひ私も全力でこれに関しては、さまざまな部分で勉強もしてまいりたいと思えます。ぜひ市としても積極的に進めていただきたいことを要望して、私の今回の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 大 川 元 君

○議長（中間建二君） 次に、20番、大川 元議員を指名いたします。

[20番 大川 元君 登壇]

○20番（大川 元君） 議席番号20番、やまとみどりの大川 元です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1番、介護離職を防ぐための市の施策について。

①市職員に対する制度について。

②市民に対する取り組みについて。

③市の介護予防に対する取り組みについて。

2番、災害時における市の対応について。

①東大和市立郷土博物館の避難所としての利用について。

②芝中中央公園に太陽光を用いた非常用電源の設置について。

3番、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画について。

①スポーツ実施率の向上について。

②高齢者のスポーツ推進について。

③スポーツ相談窓口の充実について。

4番、小中学生のいじめ、悩み相談について。

①東大和市における夜間のいじめ、悩み相談体制について。

②LINEアプリを活用したいじめ、悩み相談窓口の開設についてをお伺いします。

以後の再質問については自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひします。

[20番 大川 元君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、介護離職を防ぐための市職員に対する制度についてであります。家族の介護が必要となった場合には介護休暇の制度があります。必要な介護の状況に合わせて時間単位、日単位、または一定の期間で休暇を取得することができ、職員が介護を続けながら勤務ができる体制制度であります。

次に、市民に対する取り組みについてであります。現に介護している市民に対しては、ケアラー支援事業として同じ立場の者同士の交流の場としてのケアラーズカフェを開催したり、精神保健福祉士等による心の相談を行うなど、介護者を支援する事業を行っております。

また高齢者が入所施設を短期間利用することにより、介護者の負担の軽減が図られる生活支援ショートステイ事業なども介護離職を防ぐために有効であると認識をしております。

次に、市の介護予防に対する取り組みについてであります。介護予防を目的とした事業を推進することは、高齢者の自立支援、重度化予防に効果があるだけでなく、副次的に介護者の負担を軽減する効果もあり、介護離職の防止にも役立つものと考えております。市は、東大和元気ゆうゆう体操を市民の皆様と協働して制作し、その普及を図るとともに、介護予防リーダーの要請などを通して高齢者による自主的な介護予防活動に対する支援等を行っております。

次に、郷土博物館の避難所としての利用についてであります。現在、郷土博物館を含め市内29カ所の公共施設を避難所として指定しております。避難所の開設につきましては、気象情報や被害状況等から開設する避難所を選定し対応しているところであります。郷土博物館につきましても、さまざまな状況から必要と判断した場合には、避難所として開設してまいります。

次に、芝中央公園に太陽光を用いた非常用電源を設置することについてであります。災害時における自然エネルギーを用いた電力供給は、防災・減災の観点から有効な手段の一つであると認識しておりますが、当面は公共施設や拠点施設への設置について研究してまいります。

次に、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画についてであります。市では市民のスポーツ振興を図るため、平成29年3月に東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画を策定し、基本方針に基づいた各種事業を着実に実行することで、スポーツ実施率の向上が図れるよう努めているところであります。

次に、高齢者のスポーツ推進についてであります。運動やスポーツへの取り組み方は年代や趣向等によっても一人一人異なるため、スポーツ推進委員、体育協会、その他関係団体と連携を図りながら、さまざまな事業を実施する中で、高齢者の皆様にも気軽に運動やスポーツに取り組んでいただいているところであります。

次に、スポーツ相談窓口の充実についてであります。スポーツ相談に当たっては体育施設等の指定管理者と連携を図る中で、スポーツ団体や体育施設等の案内、スポーツに関する情報提供などに努めているところであります。

次に、小中学生のいじめ、悩み相談についてであります。東大和市における夜間のいじめや悩み相談につ

きましては、現在は実施しておりません。LINEアプリを活用したいじめ、悩み相談窓口につきましては、東京都が実施しております相談窓口を紹介しております。詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 小中学生のいじめ、悩み相談についてであります。東大和市における夜間のいじめ、悩み相談につきましては、現在実施しておりません。そのため、市内の児童・生徒には24時間対応しております厚生労働省の全国統一ダイヤルや、東京都のいじめ相談ホットラインなどの窓口について、学校を通じ定期的に案内を配付し、周知しております。

LINEアプリを活用したいじめ、悩み相談窓口につきましては、市としての開設は行っておりません。そのため、市内の児童・生徒には、東京都が実施しておりますLINEアプリを活用した相談窓口を紹介しております。

教育委員会といたしましては、引き続き東京都による取り組みの成果や課題などについて研究をしてまいります。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 御答弁ありがとうございました。

再質問させていただきます。

市職員に対する制度についてですが、市職員の介護を利用した休暇の利用状況と今後の利用需要についてお聞かせください。

○職員課長（矢吹勇一君） 職員が利用した介護の休暇の状況でございますが、平成30年度の実績で申しますと3人が介護休暇をしております。なお、今後の見込みにつきましては、やはり高齢化の進展がございますので、取得者としてはふえていくことが見込まれると考えております。

以上です。

○20番（大川 元君） 市職員に対する制度についてですが、長期間の介護が必要になった場合の市職員の休暇取得について具体的にお聞かせください。

○職員課長（矢吹勇一君） 長期間の介護の必要になった場合の休暇取得でございますが、介護休暇に関しましては、介護の状況に応じて時間単位または日単位で取得することができます。ただし取得できる休暇の日数の限度がございます。こちらが通算で180日を限度として取得することができます。

以上でございます。

○20番（大川 元君） そうしますと、長期間の介護が必要となった市職員の職場復帰についてお聞かせください。

○職員課長（矢吹勇一君） 長期間の介護休暇を取得した職員に関しましては、職場復帰に際しまして元の職場に復帰をした上で、引き続き勤務を続けてもらうということで実施しております。

以上です。

○20番（大川 元君） わかりました。これから取得者がふえるとのことで御答弁いただきました。元の職場に復帰する際には、これから取得者がふえるということですので、くれぐれも不利益が生じないようにお願いします。

次に、市民に対する取り組みについてですが、市民の精神保健福祉士による心の相談利用の状況についてお

聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 心の相談事業でございますけれども、この事業というものは要介護の方を介護する方、この方への支援ということでございまして、精神保健福祉士などの専門家に介護に関する悩み事等を相談することができる事業というものでございます。平成28年の10月から開始いたしまして、随時受け付けにより利用することができるというものでございます。

これまでの利用状況でございますが、事業開始年である平成28年度におきましては、相談人数、これは頭数で10人ということでございます。延べ相談件数としては18件でございました。平成29年度は、相談人数は8人、延べ相談件数も8件と、やや数が少なくなりましたが、平成30年度においては、相談人数が30人、それから延べ相談件数も34件ということで、利用者、件数とも伸び始めているところでございます。

以上であります。

○20番（大川 元君） 介護については介護する家族の負担が大きく、相談がふえているということですので、これ引き続ききちんと対応していただきたいと思っております。

次に、市民に対する取り組みについてですが、生活支援ショートステイ事業の利用状況についてお聞かせください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 生活支援ショートステイ事業の利用状況でございますが、平成30年度の実績では、利用人数が4人、それから延べ利用日数は27日でございました。なお、平成28年度の利用人数は12人、それから延べ利用日数は83日、平成29年度の利用人数は14人、延べ利用日数は110日ということでありますので、平成30年度の実績というものはかなり少ないということでございます。

私どもとしてその理由を分析しましたが、平成30年度の利用者は要介護認定を受けていた方が比較的多く、かつ入所先の施設において、介護保険の短期入所生活介護、これはショートステイと略されますが、そのショートステイのベッドがあいていたために介護保険のショートステイに移行する方が多くなりまして、結果的にこの生活支援ショートステイ事業の利用者につながらなかったということでもあります。

以上であります。

○20番（大川 元君） 今御答弁いただいたように、結果的には生活支援ショートステイ事業者の利用者にならなかったのは、高齢化が進行して介護度が上がったとの見方もできます。やはり一番いいのは介護度が上がらないことですので、次に市の介護予防に対する取り組みについてお聞きしたいと思います。元気ゆうゆう体操の普及状況についてお聞かせください。

○福祉部副参事（原 里美君） 東大和元気ゆうゆう体操の普及啓発といたしましては、うまかんべえ〜祭や福祉祭、防災フェスタなどでの舞台発表や、DVDやCDの販売を行っております。また市内17カ所におきまして、東大和元気ゆうゆう体操普及推進員や介護予防リーダーを中心に体操の自主グループ活動を行っております。また市役所中庭において月1回、お昼の時間に元気ゆうゆう体操を実施しております。

なお、平成30年度の市民意識調査の結果によりますと、東大和元気ゆうゆう体操の認知度は全体で、知っているが31%、現在行っているが6.3%、ぜひやってみたい、機会があればやってみたいという方が55.1%で、年齢別では65歳以上は42.6%が知っているという回答、現在行っているという方が10.5%、ぜひやってみたい、機会があればやってみたいという方が56.4%でございました。

今後もますます認知度を向上し、多くの方に東大和元気ゆうゆう体操を行っていただきまして、介護予防や健康寿命の延伸につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 今御答弁の中で、介護予防リーダーについてお答えいただきました。介護予防リーダーの養成状況についてお聞かせください。

○福祉部副参事(原 里美君) 介護予防リーダーは、介護予防に必要な知識、技術を学び、地域において主体的な介護予防活動を行える方で、市では介護予防リーダーを養成するため、平成22年度からおおむね2年に1回、介護予防リーダー養成講座を実施して、これまでに106人の介護予防リーダーを養成いたしました。現在はそのうち92人の方が活動していらっしゃいます。今年度も介護予防リーダー養成講座を実施しておりまして、今月14人の方が新たに修了される予定でございます。

今後も引き続き介護予防リーダーを育成しまして、地域で自主的な介護予防活動を行っていただき、市民の方々の介護予防や健康寿命の延伸につなげていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○20番(大川 元君) ただいま介護予防リーダー養成講座について答弁いただきました。介護予防リーダー養成講座を修了された方は、現在具体的にはどのような活動をされているかについてお聞かせください。

○福祉部副参事(原 里美君) 介護予防リーダーは、それぞれの地域においてさまざまな介護予防活動を主体的に行っています。主な活動ですが、まず東大和元気ゆうゆう体操のほか、茶話会や脳トレ、園芸など、高齢者の皆さんで集まってさまざまな活動をするサロン活動を市内各所で行っています。また皆さんで歌を歌ったり音楽を聞いたりする歌のひろばや、健康づくりの成果を定期的に確認する体力測定であります、おたっしや21も実施しております。

以上でございます。

○20番(大川 元君) ありがとうございます。介護離職を防ぐためには、きちんと休みがとれる制度を整えて、負担がかかる周りの家族の方々の支援、ケアを行い、自立した生活が継続できるように介護予防が重要だと私は考えます。引き続き必要な施策を強化していき、介護離職にならないように、本人に寄り添ったサポートを要望して、1番の質問を終わらせていただきます。

次に、災害時における市の対応についてお聞きします。

市立郷土博物館の避難所としての利用についてであります。旧青梅街道が大雨で川のような状況になった場合に、北側に避難所がないと避難ができないという市民の声があったんですが、どうでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 先日、台風19号の際にも、旧青梅街道の蔵敷公民館北側から郷土博物館入り口までを通行どめにいたしました。こうしたことから、道路冠水の状況によりましては、旧青梅街道を横断するのは危険で避けるべき状況になることは認識してるところでございます。台風や豪雨のための避難所につきましては、土砂災害の危険回避を中心にこれまで開設を行ってまいりました。また道路冠水等がひどくなる前に自主避難所として開設し対応してきたところでございます。

今後も避難所開設に当たりまして、避難所となる公共施設の状況や災害状況等を総合的に勘案する中で、必要と判断すれば青梅街道の北側に位置する各公共施設についても避難所として開設することはあり得ると考えてございます。また、市民に対する避難情報の周知につきましても課題として取り組んでいければというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 開設はあり得るとの答弁ありがとうございます。災害によって状況は異なりますが、

状況に合わせて柔軟な対応を要望いたします。

次に、芝中央公園に太陽光を用いた非常用電源の設置についてお聞きします。

非常用電源についてですが、芝中住宅では落雷で給水塔のポンプのヒューズが断線して、芝中住宅が断水になったことがありました。防災計画には落雷の場合という視点も必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 防災計画の中に落雷の視点も必要ではないかということでございます。

地域防災計画の策定の根拠になっております災害対策基本法では、この法律で扱う災害を規定しておりますが、防風雨、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、その他いろいろ書いてあるわけですが、この中に雷は含まれていないということになっておりまして、国の防災基本計画にも、東京都地域防災計画にも落雷対策としての記載はないということで、このため当市の地域防災計画につきましても、現在のところ落雷の視点で対策を計画する予定はございません。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 現在のところないというのはわかりましたけれども、その他の異常な自然現象なども定義しているということでして、実際には落雷による被害が芝中住宅でありまして、住民の方々は不安に思っていますので、できれば配慮をお願いします。

次に、引き続き芝中央公園についてですが、住民から近くて避難しやすいとの要望がありますが、防災拠点として芝中央公園は指定できないのかについてお聞かせください。

○総務部参事（東 栄一君） 現在地震や水害等の災害が起こったときに、広域避難場所へ避難する前に一時的に避難して様子を見る場所といたしまして、小中学校や高校、それから公園など22カ所を一時（いつとき）避難場所として指定してるところでございます。芝中央公園の近くですと、第七小学校、第九小学校、それから第五中学校の3カ所が一時（いつとき）避難場所に指定されておりますことから、現在のところ芝中央公園につきまして一時（いつとき）避難場所やその他の防災拠点としての指定する予定はございません。

以上でございます。

○20番（大川 元君） 予定はないとのことなんですが、災害時に必要な物資を備蓄したコンテナを自治会が芝中央公園に設置しております。ですので、芝中央公園に太陽光を用いた非常用電源を設置してというのも、自治会からそういう物資であったりとか拠点としてってということで、芝中央公園で準備しておりますので、指定する予定はないということで御答弁いただきましたが、そういった声もあるということで考慮していただきたいと要望して、2番の質問を終わらせていただきます。

次に3番、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画についてお聞きします。

スポーツ実施率の向上についてですが、市では東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画に挙げられた各種事業を実行することで、スポーツ実施率の向上が図れるよう努められてるとのことですが、市民のスポーツ実施率を向上させるための具体的な取り組みと成果についてお聞かせください。

○社会教育課長（高田匡章君） 市民のスポーツ実施率を向上させるための取り組みと成果ということでありますけれども、具体的な取り組みにつきましては、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画に掲載された146の事業が該当し、これらの事業につきましては事業主管課を明確にした上で各種事業を実行しているところであります。また計画をより実効性のあるものとするため、事業主管課に対しましては毎年1回進捗状況の調査を行い、その進行管理に努めているところであります。

現時点におけるスポーツ実施率の把握はできておりませんが、成果ということで申し上げますと、計画の策定時、平成28年の調査時点でありますけども、35.6%であったスポーツ実施率を令和3年度においては50%以上とすることを目標としておりますことから、今後市民意識調査等を通じて把握してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（大川 元君） わかりました。

次に高齢者のスポーツ推進についてですが、市長の施策の一つでもあるシニアが活躍できるまちを実現するためには、高齢者がいつまでも心身の健康を保持し、豊かな生活を送ることができるように、今後より一層高齢者に対するスポーツ施策にも目を向けていく必要があると思われませんが、市の認識をお聞かせください。

○社会教育課長（高田匡章君） 高齢者の方に対するスポーツ施策ということですが、市長答弁にもありましたとおり、運動やスポーツへの取り組みというのは年代や趣向等によっても一人一人異なるため、高齢者の方が自分に合った運動やスポーツを選択することができるような取り組み、そういったものを考えていく必要があるだろうと認識しております。

また、高齢者に特化したスポーツといたしましては、平成30年度、体育協会が実施したものに、シニアスポーツ振興事業がございます。内容は、シニア健康ソフトテニス大会やバレーボール大会など9種目で、400人程度の参加があり、平成31年度においても同様に実施をされております。

以上でございます。

○20番（大川 元君） わかりました。

次にスポーツ相談窓口の充実についてですが、スポーツを始めたいと思ってもスポーツに関する相談の窓口がわからず、スポーツの実施に関して一歩も踏み出すことができない市民もいると思われまして。スポーツ相談窓口の情報をもっと広く市民に周知していく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） スポーツ相談窓口についてでありますけども、スポーツや運動になじみがない方に対する最初の取りかかりのための施策として、東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画にスポーツ相談に関する記載がございます。現時点では、相談デスク、それから相談センターといったような専門の窓口はありませんけども、通常、業務を行う中で社会教育課の職員が窓口で市民の方からお話を伺ったり、また体育施設等を管理する指定管理者の職員が、その知識や専門性を生かしながら、利用者等から寄せられる相談に応じているところであります。

また体育施設等にありましては、令和2年4月1日から新たな指定管理者による管理、それから運営が始まりますが、次期指定管理者からは新しい提案として、スポーツコンシェルジュの機能の配置といった提案もなされておりますので、スポーツ相談窓口の情報の発信を含めて、スポーツ相談体制の充実は今後努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（大川 元君） わかりました。

市においては東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画において、市民のスポーツ実施率を上げるための取り組みとしてさまざまな施策を展開されていることがわかりました。スポーツは健康増進、青少年の健全育成のみならず、福祉の視点においても介護予防や健康寿命、社会とのつながりなど、さまざまな効果が期待できると考えております。東大和市は、先日行われました体育協会のイベントでも聞いたんですが、女子マラソン

とも縁があるとも聞きますし、これからもスポーツ振興に力を入れていただきたいと要望して、この質問を終わらせていただきます。

引き続き4番、小中学生のいじめ、悩み相談についてお聞きます。

L I N Eで東京都にメッセージがあった場合、対応は全て東京都に任せるかについてお聞かせください。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 東京都のL I N Eアプリによる相談窓口では、相談のメッセージがあった場合に相談内容に応じて助言したり、東京都の電話相談窓口を紹介したりするなどを対応していると聞いております。相談窓口におきましては、生徒が安心して相談できるように、相談内容等のプライバシーが守られるように配慮されております。ただし相談している生徒が特定できる場合であり、また生徒の生命、身体等の安全が害されるおそれや、生徒に関連した犯罪行為が行われている疑いがあるなど、緊急の対応が必要な場合は、区市町村教育委員会等に情報提供されるケースもあると聞いております。

なお、現在本市において情報提供されたことはございません。

以上でございます。

○**20番（大川 元君）** 現在本市に対して情報提供されたことはありませんということなのですが、情報提供されたことがなかったとしても、そういった場合にどういうふうに対応するかについての何かマニュアル等はあるのかについてお聞かせください。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** そういったマニュアル等はございませんが、本市の教育相談体制において適切に対応してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○**20番（大川 元君）** マニュアルがないということなのですが、そうすると、そういった場合に担当する方というのは決まっているのでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 担当としましては主に教育指導課が中心になって対応し、学校等、または教育相談室等につなげて対応していくといった形になるかというふうに考えております。

以上です。

○**20番（大川 元君）** 私がなぜそういうことを聞いたかについてなんですけれども、夜間に東京都にL I N Eでメッセージがあった場合、いつ東大和市に伝わるかについてお聞かせください。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 東京都のL I N Eアプリによる相談窓口の受け付け時間は、21時30分までとなっております。時間外のL I N Eアクセスにつきましては、自動応答機能により画面上に東京都の24時間受け付けを行って電話相談窓口等の電話番号が複数示される仕組みとなっております。このような東京都における夜間の相談窓口体制において、相談者が特定できた場合や緊急の対応が必要な場合に、後日区市町村教育委員会等に情報提供されることになるということでございます。

以上でございます。

○**20番（大川 元君）** そうしますと、担当者が決まなくて、そのマニュアルも今のところなくて、緊急の対応が必要な場合、後日市町村教育委員会等に情報提供されるということになってるんですけれども、緊急の場合に後日というのでは、ちょっと遅い対応になってしまうのではないかと考えるんですけども、そこについてお聞かせください。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 現時点においては、緊急の場合にそのような体制が十分ではないというふうには考えているところであります。そのあたりについても、東京都の今現在行われているアプリ等の実績、ま

た各種の東京都の情報を収集することに努めながら、また今後の課題としてまいりたいと考えております。

以上です。

○20番(大川 元君) そうしますと、迅速な対応のためには、東京都に任せるのではなくて東大和市が直接窓口を開設する必要があるのではないかと考えますが、その点についてお聞かせください。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 平成30年3月に国が示しましたSNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方、最終報告では都道府県の枠組みを超えるような広域な相談体制の構築の可能性を含め、全国展開について検討するべきであると報告されております。またSNS等を活用した相談窓口は、高度な相談技法が必要であること、予算や人材確保の観点から、現在市におけるSNS等を活用した相談体制については検討してございません。今後も、先ほど参事から答弁がありましたが、東京都のLINEアプリによる相談窓口、相談はとLINE@東京を生徒に周知しつつ研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 予算や人材確保の観点から難しいというふうにお答えいただいたんですけども、具体的にはどのぐらいの予算が必要かっていうことについては研究されているのでしょうか。

○学校教育部副参事(吉岡琢真君) 東京都の相談窓口に関する予算等ですね、こちらのほうも研究しているところですが、今この場でお示しできる資料がございませんで、また後日お伝えしたいと考えております。

以上でございます。

○20番(大川 元君) 今御答弁いただきまして、予算や人材確保の観点から現在では難しく、研究していくという課題であるということはわかりました。ただ人の命にかかわる話になりますので、できれば、後日区市町村教育委員会等に情報提供されるというのではなくて、より早くダイレクトに対応できる体制の構築を私は必要であると考えております。ですので、これからいろいろと技術が進んだり、いろんなことが進化してきたら、人材であったりとか予算の部分についてちょっと低コスト化が進むってということもあると思いますので、この点につきましては現在では難しいとしたとしても、将来的には、できれば現場のことは現場で判断していったほうがいいと私は考えておりますので、引き続き研究していただけるように要望しまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(中間建二君) 以上で、大川 元議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中 村 庄一郎 君

○議長(中間建二君) 次に、8番、中村庄一郎議員を指名いたします。

[8 番 中村庄一郎君 登壇]

○8番(中村庄一郎君) 8番、自由民主党中村庄一郎、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1番といたしまして、今後の市有地等の活用についてであります。

①といたしまして、みのり福祉園跡地の活用について。

②といたしまして、第一学校給食センター、第二学校給食センター跡地の活用について。

③といたしまして市営住宅の取り壊し後の跡地の活用について。

④といたしましてその他の市有地の活用について。

⑤といたしまして市内にある公有地の活用について。

⑥といたしまして市内にある国有地の活用についてであります。

2番といたしまして、広域連携サミットについてであります。

①としまして、令和元年11月1日の広域連携サミットでは「各市の地域資源を生かした今後の広域連携のあり方について～魅力なくして連携なし～」のテーマで開催されましたが、その内容と成果、東大和市が今後展開される事業についてお伺いをしたいと思います。

再質問につきましては自席にて行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

〔8 番 中村庄一郎君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めにみのり福祉園跡地の活用についてであります。既存建物の取り扱い、土地の利活用等に関して、民間事業者との対話による市場調査を実施し、その結果を踏まえて調査、研究を進めてまいりました。利活用における事業の実現性に向けた意見及び提案もありましたことから、それらを踏まえて、みのり福祉園跡地の利活用方針について検討しているところでありますが、財源の確保や市の財政への影響を最小とすることなどの視点について引き続き検討をすることとしております。

次に、第一学校給食センター及び第二学校給食センター跡地の活用についてであります。既存建物の取り扱い、土地の利活用等に関して民間事業者との対話による市場調査を実施し、その結果を踏まえて第一学校給食センター及び第二学校給食センター跡地の利活用方針について検討しているところでありますが、財源の確保や市の財政への影響を最小とすることなどの視点について引き続き検討をすることとしております。

次に、市営住宅用地の活用についてであります。現在市営住宅のあり方に関する方針の策定に向けまして検討を行っているところであります。市営住宅用地の利活用につきましては、今後策定する予定の方針を踏まえて検討を進めてまいりたいと考えております。市営住宅用地の空き地につきましては、公有財産規則により行政財産の用途、目的を妨げず、形態を変更しない範囲で短期の使用について認めております。

次に、その他の市有地の活用についてであります。行政財産につきましては、公有財産規則により行政財産の用途、目的を妨げず、形態を変更しない範囲で短期の使用を認めております。普通財産の主な活用事例としましては、向原保育園、総合福祉センター等の用地として貸し付けを行っております。また、将来的に公用または公共用としての利用見込みがない土地につきましては、売却処分に努めております。

次に、市内にある都有地の活用についてであります。都営東京街道団地の創出用地につきましては、東京街道団地地区地区計画に基づき、公園などについて東京都と協議を進めているところであります。

都営向原団地の創出用地につきましては、特別支援学校の設置に向けた事業を推進するため、令和元年6月28日に東京都教育庁と市におきまして、東京都立北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置に係る確認書を取り交わしております。

東京都水道局が保有する用地につきましては、当該用地を活用しました保育施設の整備に向けて東京都と整備を行っているところであります。失礼しました。東京都と調整を行っているところであります。

次に、市内にある国有地等の活用についてであります。桜が丘2丁目の国有地につきましては、介護施設を整備する候補地の一つであります。現在検討中であり結論に至っておりません。桜が丘3丁目の国有地につきましては、令和2年度の取得に向けて利用計画を策定することが求められておりますが、具体的な検討には至っておりません。

次に、広域連携サミットについてであります。令和元年11月1日に開催された内容としましては、近隣9

市の市長が一堂に会し、圏域の魅力向上を図るために各市の地域資源を生かした広域連携のあり方について意見交換を行ったところであります。効果としましては、9市が持つ地域資源やその活用等について、各市長が持つ考えや思いを共有できたことが挙げられます。

今後当市におきましては、引き続き他の8市と連携をとりながら、圏域全体の魅力向上のために地域資源の活用や効果的な情報発信について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、再質問に移らさせていただきたいと思います。

初めに、みのり福祉園跡地の利活用方針の策定に向けて検討しているとのことですが、検討を始めてから結構かなりの時間が経過しているというふうに思われます。結論に至らないという原因は何か伺いたいです。よろしくをお願いします。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 主管部では、これまでの民間事業者との対話による市場調査——サウンディングと言われるものですが、それを通じて知り得た民間事業者の意見や意向等を踏まえた結果として、一定の到達点を見出したものと考えております。そのため11月には市内の市有地等利活用検討委員会で、主管部で作成した利活用方針の案に即して説明をした後、審議され、検討委員会の会議では了解が得られた案となりましたが、財源の確保や市財政への影響を最小とすることの観点から、さらに検討することが必要となったことから、引き続き検討することとしております。

以上であります。

○8番（中村庄一郎君） それでは、当該用地では実施する事業としてどんな事業を想定しているのか、改めて教えていただきたいと思います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） みのり福祉園跡地の利活用につきましては、検討を始める段階では、老朽化が進む、やまとあけぼの学園の機能を拡充いたしまして、施設整備を図ることを優先して検討すること。それから子育て支援を行う施設も整備することによりまして、複合的に利活用できるようにすることを想定して検討を続けておるところでございます。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） それでは検討委員会で了解が得られた案は、具体的にどのような事業であったかを教えていただきたいと思います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 引き続き検討するというにしておりますことから、現時点で具体的な内容につきましては決定しておりませんが、基本的には当初の考え方を踏襲して検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） では財源の確保などの観点で引き続き検討を行うということは、どのようなことかお

伺いたいと思います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） みのり福祉園跡地の利活用による実施事業の案の実現に向けまして、将来にわたる厳しい財源状況を踏まえまして、可能な限り市財政への影響等を軽減していけるよう、特定財源の確保につきまして、国や東京都の間で制度の確認をしていく必要があると考えておるところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 特定財源ということではございましたけれども、特定財源の確保については確認の必要があるというふうに、まずは思います。しっかりと確認をしてほしいなというふうに思っております。

次に、第一学校給食センター、第二学校給食センター跡地の利活用の方針の策定に向けて検討しているということですが、給食センターも新しい学校給食センターに機能が移りまして、古い給食センターを廃止してからの時間も随分たつておると思います、長くなっておりますね、随分。そこで、結論に至らない要因というのは何か伺いたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 給食センターの跡地につきましては、これまでサウンディングを通じて民間事業者の意見や意向等を踏まえて、一定の到達点を見出したものと考えております。そのため11月には市内の市有地等利活用検討委員会で、主管課で作成いたしました利活用方針の案に即して説明をした後、審議され、検討委員会の会議においては了解が得られた案となりました。こちらにつきましても、財源の確保や市財政への影響を最小とすることの視点で、さらに検討する必要が生じたことから、引き続き検討することとしているものであります。

以上であります。

○8番（中村庄一郎君） それでは、当該用地で実施する事業としてどんな事業を想定しているのか、改めて伺いをしたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 市の資産の有効活用を図るために、サウンディングによりまして歳入確保の手段とできるか、売却・貸し付けの用途として市場性があるのか確認をいたしました。その結果、貸し付けによる利活用の方向を想定しておりました。

以上であります。

○8番（中村庄一郎君） それでは、財政への影響ができるだけ最小となるように検討するというのは、どういうことかをお伺いしたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） サウンディングの結果を踏まえて、既存の建物には市場性がないと考えておったところでありまして。ただこの既存の建物の活用も含めて、市の経費負担を最少にできるような手法の研究などを改めて検討してまいりたいと思っております。

以上であります。

○8番（中村庄一郎君） 一応わかりました。

みのり福祉園、第一学校給食センター及び第二学校給食センターについては、できる限り早く市有地の有効活用が図れることが必要であるというふうに考えます。民間事業者も企業としての利益がなければ事業に参入してこないわけですから、難しい面も非常にあるとは思いますが。厳しい財政状況にありますので、市民にとって有効活用が図られるように、また収益が上げられるよう利活用の方針を早く策定していただいて、それを踏まえた事業に速やかに着手できるように進めていただきたいと思います。

続きまして、市営住宅の取り壊し後の跡地の活用についてであります。

市営住宅のあり方に関して現在どのように検討してるのか、その状況についてお伺いをしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 現在、都市計画課と総務課が連携いたしまして、令和2年度中の策定を目指して基礎的事項を整理しているところでございます。市営住宅の老朽化に伴う管理の状況、都営住宅や公社住宅及び民間賃貸住宅の現状、改正住宅セーフティネット法など、今後の住宅施策の方向性を踏まえた検討を行ってまいります。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 現在お住まいの方がいる中で、すぐに廃止するということはしないといけないというふうに考えますけれども、市営住宅の現況として、以前も各団地の入居戸数と除去後の空き地数についてお伺いをいたしましたことがありましたけれども、その後の変化はありましたでしょうか教えてください。

○総務管財課長（岩本尚史君） 4団地の合計でございますが、入居数は17戸、空き地は38カ所となっております、前回の答弁時と変化はございません。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは次に、市営住宅用地の空き地利用についてですけれども、行政財産の縛りがある中、一定の範囲での暫定的利用を求めているということですが、現在暫定利用の事例はあるかどうか教えてください。

○総務管財課長（岩本尚史君） 現在、南街5丁目のいなげやの西、こちらは市営住宅の第一団地になりますが、こちらの中で1カ所。立野3丁目ヤオコー西の第四団地、こちらの中で1カ所。合計2カ所で公共工事に伴う資材置き場として、事業者の有料で使用許可を行っております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、暫定利用の許可に当たって配慮している点はどのようなことですか、教えてください。

○総務管財課長（岩本尚史君） 団地内にお住まいの居住者の方に迷惑がかからないように、騒音ですとか工事車両の安全な走行をお願いするとともに、担当の職員も必ず現地確認をしております。また防犯ですとか、ほこり等を防ぐ目的で周囲をシートで覆うケースもございますが、近隣の通行者の視界を遮らないよう、状況に応じた対応もお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 市内には、市営住宅のほか都営住宅や公社住宅などの公的住宅が非常に多くあります。市営住宅の用地については現在も暫定利用等に供されているようでありますから、引き続き適正管理及び有効活用に努めていただきながら、そのあり方の検討につきましては、市営住宅の老朽化また居住者の意向も踏まえながら、引き続き総合的な検討を進めてほしいというふうに思います。

続きまして、その他の市有地の活用についてであります。

次に、その他の市有地の活用についてですけれども、普通財産の活用事例といたしまして、総合福祉センター等の用地の貸し付けがありましたけれども、ほかの事例等はどうか。教えていただきたいというふうに思います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 他の事例でございますが、建物の敷地として普通財産の無償貸し付けの例としまして、蔵敷交番また玉川上水保育園などがございます。また資源物中間処理施設用地として、こちらは事業用の定期借地権を設定いたしまして、有償貸し付けを行ってるところでございます。

暫定的な利用としましては、市の広報掲示板の設置、選挙時のポスターの設置、また河川の監視モニターの設置用地として東京都に貸し付けをして、そういった事例がございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 普通財産、行政財産ともにいろいろと制約はあるというふうに思いますが、少しでも有効活用ができるように、またタイミングが重要というふうになると思います。好機を逃すことがないように、情報収集等アンテナを張っておいていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

続きまして、市内にある都有地の活用についてであります。

東京都水道局が保有する用地の検討状況について伺いをしたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 東大和市清水の東京都水道局が保有する用地の検討状況についてであります。東京都水道局から、東京都が進めます待機児童解消に向けた緊急対策に基づきまして、都有地を活用した保育所等の整備について、市に対して利活用の照会があった用地となります。これにつきまして、市におきましては、当該地を活用いたしました保育施設の整備に向けて、現在東京都と調整を行っているところであります。

以上であります。

○8番（中村庄一郎君） 保有施設の整備に向けて東京都と調整中とのことですが、現在の進捗状況をお伺いしたいと思います。

○保育課長（関田孝志君） 現在の進捗状況につきましては、東京都へ東京都水道局有地の貸し付けについてということで要望書を提出してございます。その中で東京都水道局内部で検討をお願いしているところでございます。今後、貸し付けが決定した後、事業者公募の実施に向けて事務を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 保育施設は保護者の皆さんにとりましては、毎日の送迎では大変御苦労されていることというふうに思われます。この水道局の用地は武蔵大和駅に大変近い立地ではありますので、保育施設が整備されるということになりますと、保育施設を利用される保護者の皆さんの負担軽減に大きく寄与されるのかなというふうに思うわけです。早い時期に開所されるよう、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

また、同僚の議員は、多摩湖を訪れる方に対する魅力発信の拠点として、活用について要望いたしましたけれども、その点でもぜひ研究をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、市内にある国有地の活用についてであります。

桜が丘2丁目の国有地につきましては、介護施設を整備する国有地として、国から照会があってから検討が大分長く続けられているようでありまして、いまだ結論に至っていない理由を教えてください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 特別養護老人ホームのような大型の介護施設につきましては、介護保険事業計画に基づきまして整備するものであると考えております。そこで計画策定に合わせて検討されるものと考えているところであります。

以上であります。

○8番（中村庄一郎君） 桜が丘3丁目の国有地につきましては、前の定例会でもほかの議員からも質問がされておりまして、市が取得することが求められている土地であるというふうに、私どもも認識をしております。そのため、利用計画の策定も求められているとのことであつたというふうに認識はしているところでございますけれども、現在具体的な検討に至っていないとのことでありまして、その理由をお教えいただきたいと

思います。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 桜が丘3丁目の国有地ではありますが、取得に係ります各種の優遇の制度、こちらが適用されません。時価取得が求められる用地でありますことから、具体的な検討に至っていない理由となります。

以上であります。

○**8番（中村庄一郎君）** 国有地を取得することを想定をすると、当然公共施設の今後の配置を考えることにも大きくつながってくるんじゃないかなというふうに思います。今後の施設のあり方と国有地の取得の検討について、どのような認識を持たれているのか教えていただきたいと思います。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 公共施設等総合管理計画におきまして、40年後の公共施設の延べ床面積を、現在よりも約20%縮減することを目標にしているところであります。公共施設の総量の縮減や配置の最適化のため、施設の廃止、統合、集約などの手法を今後考えていくこととなります。

この将来の公共施設の総量の縮減、最適な配置に際しましては、2万2,000平方メートルほどあります国有地の取得が、今後市の財政や市民生活に与える影響等につきましては十分に検討しなければならないと考えております。

以上であります。

○**8番（中村庄一郎君）** 桜が丘という、市内でも比較的路線価の高い地域の面積が大きい土地でありますことから、市内にある貴重な用地であるというふうに思うわけですね。東大和市の今後の公共施設の再編っていいですかね、それについてはかなり慎重に考えていく必要がある用地ではあるのかなというふうに思います。また施設の編成に対しても、市の最南端に位置することについても十分に検証し、慎重に検討を進めてもらいたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは続きまして、広域連携サミットについてであります。

人口減少や少子高齢化が一段と進展する中、市は今後、より一層効率的な行財政運営が求められてくるものと考えております。この大きな課題に対する一つの有効な対応策といたしまして、自治体同士の連携による事業実施があるのではないかと考えております。

市では近隣8市とともに、各市長が広域連携のあり方について意見交換を行う広域連携サミットを開催しております。今年度は11月1日に開催されましたですね。私も東大和市議会の自民党会派でも傍聴させていただきました。それを踏まえて、これより質問をさせていただきますので、よろしく願いします。

初めに広域連携サミットについて、これまでの開催経過を教えてくださいたいと思います。

○**企画課長（荒井亮二君）** 広域連携サミットの開催経過についてであります。平成16年度に立川市、昭島市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、武蔵村山市、そして東大和市の9市によりまして、自治体同士の広域連携につきまして市長同士が意見交換を行うことを目的としまして、第1回目のサミットが開催されたところでございます。

平成19年度まで毎年度開催された後に、平成20年度以降は開催されておりましたが、その後平成28年度に再開をいたしまして、平成31年度——本年度まで毎年度開催されてるところでございます。

以上でございます。

○**8番（中村庄一郎君）** 改めて、9市が広域連携サミットを開催するというこの目的を教えてください。

○**企画課長（荒井亮二君）** 広域連携サミットを開催する目的についてであります。

現在日常生活の拡大ですとか地域経済圏の拡大に伴いまして、各自治体におきましては、その市域を超えまして、より広域的な観点から対応すべき多くの行政課題を抱えているところでございます。またこういった中で、近隣自治体との連携、協力、調整を進めていく必要性が高まっているというふうにも考えてるところでございます。

こうした観点から、既存の市の枠組みを超えまして新たな広域連携のあり方を検討するためには、まず各市の市長がこの問題に共通認識を持つということが必要であると考え、またその生活圏、経済圏が重なりますこの9市の市長が広域連携サミットを共同開催することによりまして、広域連携のあり方について意見交換を行っているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、広域連携サミットについて、これまでの開催を通して具体的な成果があれば教えていただきたいと思っております。

○企画課長（荒井亮二君） 平成28年度にこのサミットが開催されて以降の成果ということでお話しさせていただきますが、このサミットの開催を通しまして、まず9市の市長や職員が広域的な視点から情報共有ですとか意見交換を行う貴重な場となることが挙げられます。またサミットの中で提案のあった図書館の相互利用が数市で進んだことですとか、またシェアサイクルの共同利用につきまして、個別の研究が始まったことなどが成果として挙げられます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、さて今回のサミットでテーマにもなりました地域資源の利活用という視点で、私は幾つかの取り組みについて広域的に連携できないかというふうに考えてはおります。

まず観光に関する広域連携についてです。

市長はサミットの中でも、市が持つ地域資源として豊かな自然や文化財等を掲げていました。観光という観点から、これらの資源を生かした連携について、市の考え方はいかがであるか教えてください。

○企画課長（荒井亮二君） 市の持ちます特徴的な地域資源といたしましては、多摩湖、狭山丘陵など緑と水の豊かな自然環境や、また旧日立航空機株式会社変電所、故吉岡堅二画伯邸、豊鹿島神社などの貴重な文化財が挙げられるところでございます。市の名所と近隣市の名所を例えば回遊できるような、そういった広域的な取り組みを行うことができれば、市だけではなくこの圏域全体の魅力の向上につながるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 御答弁をいただきましたように、市内には豊かな自然環境や特徴ある文化財があります。観光という観点から、広域的な連携による資源の活用の検討を進めてほしいというふうに考えております。

次に、公共施設の広域連携についてお聞きします。

ここではスポーツ施設について述べますけれども、先般の台風により多摩地域の各所のグラウンド等が被害を受け、各スポーツ団体の活動場所の確保が大きな課題となってお聞きしております。こうした観点からも、広域的な連携によりスポーツ施設を相互利用できるようにすることというのは非常にメリットのあるものというふうに考えております。その点で市の考えはいかがでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○企画課長（荒井亮二君） 多摩地域におきまして、先般の台風によりまして、特に河川敷にあるグラウンド等が水没いたしまして使用ができなくなっているというような事例が多くあるというふうにお聞きしてるところ

でございます。

現在市におきましては、体育施設につきましては市内外の利用者が同じ条件で利用できるという、そういった相互利用は行っておりませんが、過去のサミットでも他市の事例で上がったことがございますことから、今後そのあたりの情報収集も行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） このスポーツ施設なんですよ。大和にもすごく少ないっていうふうなこともありますし。連携してあちこちで使えるようになったらいいなっていうふうに思っております。

現在桜が丘の警視庁のグラウンド、こちらのほうは過去に衆議院の木原先生にもお願いをして、警視庁のグラウンドをお借りする、今はサッカー連盟が使っておりますかね、市内の。もともとはラグビーで使わせてもらうという話が出たんですけども、実はラグビーだということとグラウンドが荒れるということで、使用料のほうは随分高くはね上がってしまうんですね。それで、ラグビーのチームというのも大和にはないに等しいものですから、なかなか借り切れないということもございまして、サッカーということで、今サッカー連盟がお借りしていると思います。こういうことなんかもよく連携を結びながら、ほとんど見かけるには余り使われてないようなので、そういうことも率先して大和から発信して話をするのもいいのかなというふうに思います。

また過去には、私、大和の公式野球のリトルシニア連盟のほうにちょっとかかわっておりましたところに、昭島のほうのシニアの連盟の方から御相談がありまして、大和にはあそこに財務省の土地がありますよねということだったんですね。できればあそこへ野球のグラウンドをつくってもらえるように話してもらえないかなという、そういう話がありました。そんな話をここで思い出したのは、昭島の川にあるグラウンドや何か今回水没や何かされて、なかなかそれを復旧されるには大分時間がかかるというふうなお伺いを受けております。

大和も当然玉川上水という駅がありますし、地方からおいでいただくのも、特に近隣市からおいでいただくのも非常に便利なところかなというふうに思います。ぜひそういうところも広域連携の中で利用ができるように、大和から発信してくのがよろしいかなというふうに思っております。

またことはラグビーのワールドカップで大分盛り上がってきました。ONE TEAMということですね。このONE TEAM、ぜひ9市の連携がONE TEAMになって、1つになって事業をすとなると、すごくいいことかなというふうに思います。

実はこの影響もありまして、東大和の五中にラグビーのクラブがあるんですね。これがNHKの取材を受けまして、10月26日の9時からNHKの「週刊まるわかり」というところで放送されました。公立の中学校ではなかなかラグビークラブというのはないものですから、非常に珍しいということがございました。私も過去からずっとこのラグビーのほうにはかかわっておりまして、過去にはあそこのグラウンドで、五中のグラウンドで中学校のラグビーの大会をやったんですね。この大会のことも、今度の新しい顧問の先生が、ぜひまたこの五中で大会ができるといいですねというふうなお話もしました。なかなかああいうふうに、ゴールがあってグラウンドがあるところはないものですから、今度また中学校の大会や何かああいうところできるとなると、地方から、地域の近隣の市から皆さんそういうのを、グラウンドで試合をすることを目的に上北台駅あたりでおいて、皆さんで食事をしていただいたり、いろんな意味で、東大和市が一つの発展的なものになっていくのかなというふうに思われるわけでございます。

ぜひそういうことも一つ視野に入れていただいて、いろんな検討をしていただければというふうに思います。

それでは、先ほど台風の被害について触れましたけれども、先般の台風の際には、当市を含めて多摩地域でも多くの避難所が設置されたというふうにお聞きをしております。そこで防災という観点から、災害時の広域連携として、避難所の相互利用につきましては、市のほうの考えはいかがでしょうか、教えてください。

○副市長（小島昇公君） 災害時の避難所の相互利用ということでございます。

多摩地区の全市町村、こちらが災害時の相互応援に関する協定、こちらを平成8年3月に締結をしてございます。その中で、被災者を一時収容するための施設の提供について、相互に応援するという取り組みをしてございます。また立川市とは、平成12年3月に個別に避難場所の相互利用に関する協定を締結させていただいております。9市が集まってという、こういう機会もなかなか年に1回の話ということになりますので、有効に活用する中で、お隣の武蔵村山市の藤野市長と私どもの尾崎市長と、避難所につきましては少し相談をさせていただいております。

そうした中で、やはり場所を線で区切って、武蔵村山市さんは武蔵村山と、東大和市は東大和だということが効果的な場合もありますけれども、逆に相互に利用ができたほうがいいということもございますので、相互利用につきましては前向きに検討するよという指示もいただいておりますので、なるべく早く実現ができるように検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

先ほどちょっとスポーツの件で触れた件、ちょっとここで落としたことがありました。現在スポーツの交流を各市の交流ということで、スポーツで——バレーボールですね。ママさんバレーの大会を、もう40年にもなるんですけども、私もちょっとかかわらせていただいております。今2市ということで、大和、村山ということですね。過去には2市1町ということで瑞穂も入っております。

その中で、今回瑞穂にもまた参入していただくということで、当市の議員の方もいろいろお手伝いいただいておりますけれども、こんなことも一つの課題にさせていただいてね、今後いろんな交流の面でそれぞれ、今副市長さんからもお話がございましたけれども、そういうことの交流もこれからどんどん広めていただいて、いろんなグラウンドの使用も含めてお願いできればというふうに思うわけでありませう。

それでは、観光スポーツ施設ですね。防災という観点から広域連携について質問させていただきました。

どの分野ということではなく、総論といたしまして、自治体同士が広域的に連携して取り組むことで期待される効果について、市ではどのように考えてるかお聞かせ願いたいというふうに思います。

○企画課長（荒井亮二君） 広域連携の効果についてでございます。

広域的な行政課題ですとか、また1市単独で行う多大な経費を必要とするもの、また専門的な組織の設置や職員の配置が必要となるものを共同処理したりですとか、そういった連携を図ることによりまして、広域的な行政課題の解決、経費の削減、行政運営の効率化、また市民の利便性の向上などが図られるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 今後ですけども、自治体同士が広域連携の検討を進めていく上で課題となることがあれば教えていただきたいと思っております。

○企画課長（荒井亮二君） 検討を進める上での課題といたしましては、近隣市といえどもそれぞれの行政事情ですとか、また地理的環境、歴史・文化等の個別の事情が異なっている現状がございませう。この広域連携サミ

ットを契機といたしまして9市が全体でまとまり、1つの取り組みを行っていくことにつきましても、今後さまざまな調整が必要になるものというふうを考えてるところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 自治体同士が連携をとる上での課題ということで、最後に伺うことができました。今後広域的な連携をとっていくためには、自治体同士が共通認識を持つために、日ごろから情報共有や意見交換をしていく必要があるというふうを考えております。人口減少や少子高齢化がさらに進展する中、市においてはより厳しい行財政運営が見込まれております。こうした中、その一つの対応策といたしまして、複数の自治体同士が連携を行うことは、行財政運営の効率化や市民の利便性の向上に資するものであるというふうを考えます。

今後も近隣市等との連携については、さまざまな分野で邁進していくことを要望いたしまして、この質問を終わります。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 東 口 正 美 君

○議長（中間建二君） 次に、18番、東口正美議員を指名いたします。

[18番 東口正美君 登壇]

○18番（東口正美君） 議席番号18番、公明党の東口正美です。通告に従い一般質問を行わせていただきます。まず1番として、認知症施策について伺います。

平成30年第3回の一般質問で私は、地域包括ケアシステムについて質問を行い、第6期、第7期の介護保険事業計画について質問させていただきましたが、その際、第6期、7期ともに重点プランとなっている認知症施策の推進については触れませんでした。今回、改めて認知症について取り上げたいと思った一つのきっかけは、平成30年度決算特別委員会での糖尿病重症化予防に関する質疑の中で、平成25年から行ってきた糖尿病重症化予防プログラムにおけるプログラム受講者の中から、残念ながら初めて透析に移行された方がおられ、その理由が認知症にあったことによります。

これまで積み上げてきたレセプトデータを活用した重症化予防対策に、これまでとは違う角度で問題が発生したことになります。ますます加速化する高齢化社会の中で、今まで以上に認知症に対する対策の必要性を感じました。

認知症ということが言われるようになってどれぐらいの歳月がたったか。私自身はこの間、地域で多くの方々とお会いする中で、認知症となられた当事者の方、そして御家族、また親御さんや配偶者など身近な御家族が認知症になったのではないかと心配されている方など、認知症にまつわることで困ったり悩んだりした方々からたくさんお話を伺ってきました。多くの人が願ってきた健康長寿が現実のものとなり、人生100年時代と言われ、誰もが避けることのできない老いと向き合いながら、幾つになっても健やかに生きていくためには、健康寿命の延伸や介護予防の取り組みとともに、ますます認知症に対する施策が重要になってくると考えます。

政府が令和元年6月に発表した認知症施策推進大綱の基本的な考え方には、認知症の発症をおくらせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生

と予防を車の両輪として施策を推進するとあります。

そこで改めて、東大和市における認知症施策についてお聞きします。

①として、第6期介護保険事業計画の実施結果について伺います。

ア、認知症地域支援推進員の設置について。

イ、認知症ケアパスの作成と普及について。

ウ、認知症サポーターの養成と活用について。

エ、認知症初期集中支援チームの設置について。

②として、第7期介護保険事業計画での取り組みについて伺います。

ア、認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発として。

ア、既存のサポーターのステップアップについて。

イ、VRを活用した取り組みについて。

イ、認知症の方の介護者への支援について。

ウ、認知症の方及びその家族の意向の尊重と配慮について。

③地域包括ケアシステムにおける在宅での認知症施策について。

④として、施設での認知症施策について。

⑤として、今後当市で必要となる認知症施策について伺います。

次に、2番、残薬について伺います。

残薬については、平成29年第4回定例会で、残薬の活用で薬の適正使用の確認と医療費抑制の推進についてという内容で質問させていただき、全国的には潜在的な残薬が500億円あることや、処方された薬の飲み残しについては把握する仕組みがないことなどを確認させていただきました。その後、東大和市においては国民健康保険の方を対象に残薬バッグを作成するなど、お取り組みをいただきました。

今回、改めて残薬について取り上げたのは、平成30年度に調剤報酬改定が行われたことと、もう一つは、10月15日発行の東大和市報の薬剤師会コーナーの欄に、ブラウンバッグ運動（残薬をなくす取り組み）についてという記事が掲載されていたことによります。残薬については、今まで以上に正しい情報を市民の皆様に広くお伝えすることで、よりよい健康管理と医療費の抑制ができるものと考えます。

そこで、①として、平成30年度行われた調剤報酬改定による残薬の解消について。

アとして、改定の内容。

イとして、市民への周知や影響についてお聞きします。

②として、当市の残薬バッグの活用について伺います。

次に3番、舗装道路の管理・保全について伺います。

東大和市ではこの11月、令和2年度から4年度の実施計画が発表されました。その中で、舗装道路の管理・保全のための路面性状調査の計画が示されております。

そこで①として、舗装道路補修計画策定のための路面性状調査の実施内容とその経費についてお聞きします。

国土交通省のホームページを見ると、路面性状調査を簡易に把握可能にする新たな技術という試験結果が公表されております。

そこで②として、新たな技術としてスマートフォンを活用した、道路パトロール支援サービスによる道路調査の実施内容とその経費について伺います。

ここでの質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[18番 東口正美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、第6期介護保険事業計画の実施結果における認知症地域支援推進員の設置についてであります。市では、平成27年度から段階的に市内3カ所の高齢者ほっと支援センターに、1人ずつ認知症地域支援推進員を配置しました。

第6期介護保険事業計画の計画期間である、平成27年度から平成29年度までの間における認知症地域支援推進員の取り組みとしまして、認知症が疑われる方やその家族に対する支援、認知症ケアパスである認知症ガイドブックの作成のほか、市民や専門職に対する研修会などを実施しました。

次に、認知症ケアパスの作成と普及についてであります。認知症ケアパスは、認知症の症状の進行に応じたさまざまな支援などについてまとめたものであります。当市の認知症ケアパスにつきましては、平成28年度に作成した認知症ガイドブックに掲載しております。平成29年度からは、認知症ガイドブックを市内の医療機関や公共施設のほか、金融機関、コンビニエンスストア等にも配布し、認知症の方への見守り支援などの協力依頼を行っております。

次に、認知症サポーターの養成と活用についてであります。市では、認知症について正しい知識を持ち、地域で認知症の方や家族を温かく見守るボランティアを養成するため、認知症サポーター養成講座を実施し、平成31年3月末までに延べ4,294人の認知症サポーターを養成しております。認知症サポーターが認知症に関する知識を生かし、さりげない見守りなどを行うことは、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの一助になるものであります。引き続き認知症サポーターを養成してまいりたいと考えております。

次に、認知症初期集中支援チームの設置についてであります。市では、認知症の方及び認知症が疑われる方やその家族を訪問し、課題の把握や家族支援などの初期の支援を集中的に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームを、医師会などの協力を得て平成30年4月に設置しました。

次に、第7期介護保険事業計画の取り組みにおける認知症サポーターの資質向上などについてであります。第7期介護保険事業計画期間の計画期間の1年目である平成30年度には、認知症サポーターのフォローアップ研修として、認知症の方に対する声かけ訓練研修を実施しました。今後につきましては、引き続き認知症サポーターに対するフォローアップ研修の実施や、活躍の場の提供などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、VR（バーチャルリアリティ）を活用した取り組みについてであります。バーチャルリアリティを活用し認知症の症状を実際に体験することで、認知症への理解を深めることができると言われております。当市では、平成29年度にケアラー支援事業において、認知症バーチャルリアリティ講演会を実施しております。今後につきましても認知症への理解を深めるため、バーチャルリアリティを含め、さまざまな方法による普及啓発を検討してまいりたいと考えております。

次に、認知症の方の介護者への支援の推進についてであります。市では平成28年度から、認知症の方などを介護している方などを対象としたケアラー支援事業を、東大和市総合福祉センター は〜とふるで実施しております。今後につきましても、高齢者が住みなれた地域で生活し続けられるように、介護者等が孤立しないための支援として引き続き個別相談、情報交換、交流の場の提供、介護に関する講演会などの取り組みを実施

してまいりたいと考えております。

次に、認知症の方及びその家族の意向の尊重への配慮についてであります。認知症の方の意思をできるだけ酌み取り、それを生かした支援ができるよう、平成30年度には医療・介護従事者等の専門職向けの認知症対応力向上研修や、認知症サポーターのフォローアップ研修を実施しました。また認知症などの症状による将来の意思決定能力の低下に備えて、高齢者本人、家族、医療従事者等があらかじめ医療のケアの方針について話し合い決めておくアドバンス・ケア・プランニングが重要であると考えております。引き続き市民の皆様へ普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域包括ケアシステムにおける在宅での認知症施策についてであります。市内3カ所の高齢者ほっと支援センターに配置しております認知症地域支援推進員が、認知症疾患医療センターやかかりつけ医、介護事業所等の関係機関と連携し、在宅で暮らす認知症の方やその家族への支援を行っております。また認知症の方が住みなれた地域で安心して暮らし続けるため、医療・介護従事者等の専門職向けの多職種連携研修会での認知症対応力向上研修や、認知症サポーターのフォローアップ研修などを実施しております。

次に、施設での認知症施策についてであります。市内には認知症に対応した通所施設として、認知症対応型通所介護施設が3カ所、入所施設として認知症対応型グループホームが3カ所あり、利用人数については現在のところおおむね定員に達しております。今後の施設整備等につきましては、第8期介護保険事業計画の策定におきまして、介護保険運営協議会や市民の皆様のご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、今後当市で必要となる認知症施策についてであります。国では、高齢化のさらなる進展に伴い認知症患者の数は2025年には約700万人となり、65歳以上の高齢者に対する割合はおおよそ5人に1人になると推計しており、認知症は誰もがなり得る身近な病気であると言われております。認知症は、早期に発見、診断し対応することが重要であると言われておりますことから、引き続き認知症に関する正しい知識の普及啓発や、セルフチェックによる認知症の気づきを促す取り組みなどを検討してまいりたいと考えております。

次に、平成30年度に行われました調剤報酬改定の内容についてであります。薬の処方の際、お薬手帳を持参した場合の調剤報酬の見直しが行われておりますことから、お薬手帳の活用が促され、残薬や重複投与等、薬剤に関する課題に広く対応されたものと認識しております。

次に、市民への周知や影響についてであります。市では、全戸配布を行っております国民健康保険の広報紙、国保だよりにおきまして、残薬バッグの配布の御案内の中で、残薬バッグとあわせてお薬手帳の持参を呼びかけており、有効に活用されれば薬剤費の適正化につながるものと考えております。

次に、残薬バッグの活用についてであります。市では平成30年度に、東大和市医師会及び東大和市薬剤師会との調整を踏まえ作成した残薬バッグを市内の調剤薬局にて配布しました。残薬バッグの効果をはかるには一定程度の期間が必要なことから、現在東大和市薬剤師会が効果測定を進めているところであります。

次に、舗装補修計画策定のための路面性状調査についてであります。舗装補修計画につきましては、令和元年11月策定の東大和市実施計画、令和2年度から4年度に計上しており、市内幹線道路及び生活道路の舗装の劣化状況を調査し、市内道路の舗装補修計画を策定するという計画であります。路面性状調査は、舗装の劣化状況を把握するための調査であり、国の補助金であります社会資本整備総合交付金を活用して実施する計画としております。

次に、スマートフォンを活用した道路パトロール支援サービスについてであります。道路パトロール支援

サービスは、日常の道路パトロールにおける車両走行中に、スマートフォンを活用して自動的に道路の劣化状況を収集できるシステムであると認識しております。利用に際しましては、毎月使用料が発生するシステムとなっており、補助金の活用を含めて路面性状調査との比較等の研究を行っているところであります。

以上であります。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時38分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（東口正美君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、答弁を踏まえて再質問させていただきたいと思っております。

質問の順番を③と④を途中変えてさせていただくと思っておりますので、よろしく願いいたします。

壇上でも申し上げたとおり、この超高齢化社会の中で認知症単独でということではなくて高齢化が進む中で、さまざまな課題、病気や、また家族構成や収入、経済的なことなどが複雑に絡まっている上に、さらに認知症が来るということが大きな問題かなというふうにも思っています。そういう意味では、改めて認知症について正しい理解とともに、施策の推進を進められるよう質問させていただきたいと思っております。

まず、この最初に6期のところで、認知症地域支援推進員の設置ということが、ほっと支援センターに1人ずつ行われてるということですが、この推進員さんはどのような資格で、日常的にはどういうお仕事をされてるのかお聞かせください。

○福祉部副参事（原 里美君） 認知症地域支援推進員の資格要件についてでございますが、保健師、認知症対応の経験のある社会福祉士、主任介護支援専門員のいずれかの資格を持つ職員としております。

認知症地域支援推進員の業務といたしましては、認知症の方本人や、その御家族に対する支援、地域の社会資源の把握、ネットワークづくり、研修の開催などとなっております。また、必要に応じて東大和市の認知症初期集中支援チームと連携しての支援も行っております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

そういうお仕事の中で、この6期では認知症ガイドブックの作成、ケアパスの作成をしていただいたということでございます。この認知症ケアパスの作成と普及についての答弁もいただきましたけれども、このガイドブック、今回改めて拝見させていただきまして、よくわかるなあと思っているんですけども、まず、この認知症ガイドブックを作成して普及していることの一番最初のこの目的っていうのはどういうところにあるのかお聞かせください。

○福祉部副参事（原 里美君） 認知症ガイドブックですが、認知症に関する正しい知識の理解をするということで、認知症の内容としましては、認知症がどんな病気か、予防のため気をつけるような、どんなことを気をつけたらいいかという説明のほか、認知症の進行に応じて、どの時期にどのようなサービスや支援が利用できるのかをわかりやすく説明した認知症ケアパス。それと、認知症のセルフチェックができるチェックリストなどを記載して、普及啓発に努めております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

では、改めてこの認知症というふうに言われてるんですけど、まずそもそも認知症って改めてどういうことなのか。例えば年を重ねてくるっていうことであらわれる症状と、認知症というのはどういうふうが違うのか教えていただきたいと思います。

○福祉部副参事（原 里美君） 認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が損傷を受けたり働きが悪くなることで認知機能が低下し、生活する上での支障が少しずつふえていく病気でございます。認知症は病気が原因の症状であって、加齢による物忘れなどとは違うものなのですが、加齢による物忘れは物忘れしたという自覚があるんですけども、認知症による物忘れは、そのこと自体の意識がなくなってしまうといった特徴がありまして、よく言われることは、朝食を食べたこと自体を覚えていないという症状などがございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

あくまでも認知症は脳に障害が起きて認知機能が落ちている。例えばアルツハイマー型認知症やレビー小体型認知症など幾つかありますけれども、そういうことが認知症であって、加齢による物忘れとは違うということだと思います。ここにも、このガイドブックにも書かれてるんですけど、ただその認知症なんだけれども、そのほかに持っている病気や、そういうものが複雑に絡まって、なかなかこれがわかりづらくなっているということも、このガイドブックに書かれております。

次に進んでいきたいと思います。

この6期につきましては、認知症サポーターの養成と活用ということで、市内で4,294人の認知症サポーターの方が誕生しているというふうに言われております。この認知症サポーター、今全国的には1,200万人誕生しているということで、国でもこのサポーターの方たちのさらなる活躍ということが次の7期、8期の介護保険事業計画の中でさらに大切になっていくということだと思います。この認知症サポーターにつきましては、答弁にあったとおり、何かをするということではなくて、認知症のことを正しく理解して、社会の中で認知症の方たちをさりげなく見守りながら、サポートを行っていくという方々のことを言うというふうな御答弁でございました。

そして、さらに養成していきたいということですが、市では具体的に今後どのように養成していきたいのかということをお伺いしたいと思います。例えばこの4,200人の人たちがどういう人たちなのかはわかりませんが、裾野を広げて、より子供、小学生や中学生や高校生、若い世代の人たちにもこの認知症サポーターになってもらいたいというふうな思ってるんですけど、市ではどのようにお考えでしょうか。

○福祉部副参事（原 里美君） 認知症サポーター養成講座は年4回、市民向けの定期開催、市の職員——新規採用の市の職員に対する開催のほか、各種の団体の方から、会社や団体などからの依頼による開催もしております。平成30年度は1年間で206人の認知症サポーターを養成いたしました。今年度につきましては、今おっしゃられたとおり、幅広い世代に対し認知症に対する理解を深めるために、定期開催のうちの1回を小学生向けにして行いまして、夏休みに入った7月下旬に実施しまして、17人の参加がありました。11月には市内の第二小学校の4年生に対しまして、公開授業の中で各クラスで認知症サポーター養成講座を実施いたしました。

今後につきましても、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの一助となりますように、子供から高

年齢まで、多くの認知症サポーターを養成していきたいと考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。さらなる取り組みをお願いしたいと思います。細かく様子も聞きたいですけど、ちょっと先に進ませていただきます。

続きまして、この6期の中で認知症の初期集中支援チームの設置っていうところに以前から非常に注目をしているわけですけども、この件についても決算特別委員会で確認をさせていただきまして、30年4月に設置された初期集中支援チームが5件にかかわったということだったんですけども、この5件について、差しさわりのない程度で、どのような事例に、この初期集中支援チームがかかわったのか教えていただければと思います。

○福祉部副参事（原 里美君） 認知症初期集中支援チームが扱うケースといたしましては、比較的対応が難しくなっているようなケースで、認知症が疑われる方がなかなか医療やサービスにつながっていないといったケースなどに医師を含めたチーム員がかかわって支援につなぐことになるんですが、実際の事例では、認知症が疑われるけれども、地域の中で生活に支障が出ている方について、周辺住民の方などから、高齢者ほっと支援センターのほうに情報提供がありまして、認知症初期集中支援チームとほっと支援センターで連携して、御本人のお宅を訪問して状況確認などを行いまして、専門的な医療機関への受診につなげることができたという事例がございました。その後、この方は定期的な受診や適切な介護サービスにつながっているということです。

この取り組みによりまして、認知症の疑いのある方に対する早期の診断、対応がすることができたというものでございました。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 済みません、ちょっとこここのところが、ほっと支援センターや見守りぼっくすの方たちも非常によくやっていたいておまして、普通であればほっと支援センターにつながれた時点で、さまざま介護サービスにつながっていく。この初期集中支援チームの一番の肝は、お医者様がかかわってくれている。または看護師さん、医療関係者がこのチームの中にいるということが一番の特徴だと思うんです。今までは、ほっと支援センターの方たちはアウトリーチでどんどんおうちに行ってくださいと思うんですけども、医療関係者がおうちまで行くっていうことはなかなかできなかったことが、この初期集中支援チームができたことでできるんだというふうに理解していて、今の御説明だと、ほっと支援センターだけでも解決したんじゃないかなというふうに思うんですけど、なぜそこで初期集中支援チームが動いたのかっていうことをもう少し言える範囲で教えていただければと思います。

○福祉部副参事（原 里美君） そうですね、ちょっと余り細かく言えなかったんですけども、そうですね、やはり受診拒否というのが強い方もいらっしゃるし、お医者様や医療関係者が直接うちの病院に来てみたらっていう声をかけることでもやはり心が動くというのもありまして、さっきの方がそういうふうだったかどうかはちょっとわからないんですけども、そういうような事例もございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） そういう意味では、安心の体制をつくっていただいているので、まずはほっと支援センター、また見守りぼっくすなのかなっていうふうに思います。

あとは、見守りぼっくすの訪問対象が65歳以上の世帯というふうになっていて、例えばこれが、子供と住んでるんだけど、親への変化に気がつかないとかっていう場合があった場合には、この見守り対象にならないと思うんですけども、こういうケースなんかで何か事例があれば教えていただければと思います。

○福祉部副参事（原 里美君）　そうですね、見守りぼっくすは独居の方とかと、あと高齢者のみの世帯というのを主に見守りの対象にしているんですけども、やはり息子さんとか娘さんが同居していらっしゃるっていう方だと、今おっしゃったように見守り対象からはちょっと外れてしまうんですが、ちょっとその御家族の方もちょっと自分のお父さんとかお母さんのこと、変化にちょっと気づいてないとか、どこに相談したらいいかわからないっていうような事例もやはりありまして、初期集中支援チームがかかわるっていう事例もございました。以上でございます。

○18番（東口正美君）　わかりました。さらに初期集中支援チーム、そういう意味では、お医者様も動いてくれる体制ができておりますので、また、皆さんがこのことを理解していただけるといいなというふうに思っています。

続きまして、第7期に入ってまいります。

第7期では、まずはこのさらに認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発ということで、先ほど4,200人を超えるサポーターの方たちが我が市でも誕生しておりますけれども、そのサポーターさんは、たださりげなく見守るということが一番の役目でありまして、さらにこの方たちにもう一歩かかわってもらうためのステップアップなりフォローアップということで声かけ訓練を30年行っていただいたということですが、これは具体的には認知症の方に声をかけるという場面を想定されるということは、想像するのは徘徊されている方かなというふうに思うんですけれども、この事業をもう少し詳しく教えていただければと思います。

○福祉部副参事（原 里美君）　認知症の声かけ訓練の研修を市民対象に昨年度から実施いたしました。その内容ですが、この内容は済みません、認知症に見立てた人に実際に声をかけてみて、認知症の方に対する接し方を体験していただいて、もしその徘徊などをして、実際にそのような場面に遭遇した際に生かせるようなもので、大変に好評でありました。そうですね、あと済みません、実際に声をかける前に講習も、ビデオを見たり、こういうふうに声をかけるといっている講習や、あと結果を皆さんで話し合ったりとか、そういう講座でございました。

以上でございます。

○18番（東口正美君）　この認知症へのサポートということで、やっぱり徘徊については、市民の方からも御意見をいただきますので、ちょっとここで徘徊のことを伺いたいと思うんですけれども、この時々安心安全メールとか、また防災行政無線とかで、高齢者の方がいなくなってしまうのでという放送とか連絡が入ったりするんですけれども、これこういうふうにやっていただくためにはどういう手続をすればいいのかっていうことがまず聞きたいのと、市民の方から言われるのは、9時から5時までの市役所があいてるときはそういうことをしてもらえけれども、例えば夜とか夕方とかからいなくなっちゃったときには、こういうサービスは使えるのかっていうことを聞かれるんですけれども、この点はいかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君）　一般的なことでちょっと御答弁をさせていただきます。

徘徊等で高齢者の方々が御自宅からいなくなるということで、一義的には警察への通報などをしていただくというのが一義的かなというふうに思っております。それとともに、先ほど議員のほうからお話がありました安心安全メール、また、それ以外にも東京都内にあるネットの情報提供という手段もございまして、これにつきましては、その御家族様の御要望に基づきまして安心安全メールだけにするのか、広域的なものにいくのか、あとはその行方不明になられた方の日常的な行動の状況なども鑑みまして、広域的にそういった情報を提供するほうがよりいいのかということも、御家族の方と御相談させていただきながら実施をしております。

ただ、現実的には、今、議員からお話がありましたとおり、市役所のほうでは8時半から5時15分までの勤務時間となりますので、夜間等っていうのは通知になりますと、なかなかこの体制がとれないということの状況がございます。市のほうに御連絡をいただきまして、夜間であったとしても、いろんな意味での対応はとることはしておりますけども、ただ現実的に安心安全メールを流せるという状況にはなっておりません。それは翌日になるとかということ、御家族の方と御相談をさせていただきながら対応をとっていると、こういう状況でございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 済みません、今の御答弁だと、その御家族と相談をとるのは警察の方という理解でいいのか、その最初のところの。

もう一つあわせて、清瀬市ではこのいなくなっちゃうかもリストというのをつくっているというのがホームページに書かれていて、これはそういう一人で外出された場合に帰宅できない可能性がある方について、あらかじめ市で、もちろん要望があつてリスト化していくっていう取り組みをしてるんですけども、そうすると、その人の詳細な情報とかも市が持っているんで、情報サイトなどに希望によって提供するっていうことが書かれていたんですけども、東大和市ではこういうことを検討したことがあるのどうか、2つお聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） まず1点目の御家族との調整というのは、基本的には市のほうが行っております。警察のほうでも当然、行方不明者の捜索ということで、いろんな状況の確認をされているかと思うんですけども、安心・安全メールですとか、そういったネットのほうの記載については市のほうで対応することになっておりますので、基本的には高齢介護課のほうで対応するというふうなことでございます。

また、御紹介のありました清瀬市が行ってるリスト化というところにつきましては、現状今市のほうでは、このリスト化のところまでは踏み込んでいない状況でございます。ただ、状況としましては、介護認定等を仮に受けている方などにつきましては、その医師の診断書ですとか、訪問調査の状況なども市としては情報を持っておりますので、そういったところから状況の把握は一定のものができるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

この徘徊については、先ほど言ったように、本当にほっと支援センターの方たちがよくやってくださってるので、大概のことはほっと支援センターで把握されてるかなと思うんですけども、私がこのリストをつくるメリットと考えるのは、あらかじめ御家族がそのことを市に相談に来られるわけですよね。そのときにやっってもらいたい注意事項とかを改めて確認することができるかなと思います。例えば、衣服や靴にきちんと名前をつけてくださいとか、GPSなどの発信機もよく言われて、それを持ってくことさえ忘れてしまうということもあるので、どうかわからないんですけども、また清瀬市では、近隣のサポートが受けられるように、近隣ともそういう連携をとってくださいますねみたいな、あと靴に反射板をつけて交通事故から身を守りましょうねみたいなことを、その多分リストをつくるときに、御家族と話ができるのかなあというふうに思いますので、ほっと支援センターもいろんな情報を持っているので、大丈夫だと思えるんですけども、そのリストをつくるという作業自体が、そういう一つ事前にやれることがあるかなあというふうに思います。他の議員が、行旅死亡人という質問されておりましたけれども、結局それは行った先で名前も何もわからなくなってしまっていることが、衣服等にあらかじめ名前をつけておくことで、そういうことも防げると思いますので、今後の取り

組みの中でこの件についてはまた御検討いただきたいと思っております。

そもそもこの認知症のフォローアップのお話だったんですけど、このフォローアップ研修を受けた方は認知症サポーターというだけじゃなくて、何か別の称号が与えられたりとか、何かそういうことがあるのどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○福祉部副参事（原 里美君） 現状では認知症サポーター養成講座で養成した方に、さらに何かというのは、称号みたいなのは特に設けておりません。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 厚労省のこのサポーター養成の先進事例の中で、京都の綾部市の取り組みが紹介されていて、そこでは市独自にシルバーサポーターとかゴールドサポーターとか、さらに研修を受けて力をつけた人たちをそういうふうと呼んで、いろんな事業に取り組みをしてもらってますなんてことも出ておりますので、またさらに8期に進んでくと、このサポーターの方たちの活用ということも考えていくのかなというふうに思っていますので、そういうことも検討していただければいいかなあつていうふうに思っております。

続きまして、やはり今回清瀬市をちょっと調べたんですけど、清瀬市ではこのフォローアップ、ステップアップのためにバーチャルリアリティーを利用してるんだつていうふうに言っていたので質問させていただいたら、東大和市でも既にケアラー支援の一環として、このバーチャルリアリティー——VRを使った講習会、講演会を行っているというふうに伺いました。これに参加された方がいらっしゃれば、ちょっと御感想とか様子を教えていただければと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 市長から御答弁がありましたように、平成29年に、は～とふるのほうで、中央公民館を会場として実施をされて、私のほうでも出席をさせていただきました。ちょっと何分、もう2年ほどたつておりますので、ちょっと記憶のほうが曖昧なところもございますけども、実際にスマートフォンを目のほうに当てるような形で、実際にその認知症の方が実際に見えてるだろうという内容のものがそこに打ち出されるということでございまして、実際にあるときの急な場面で、高いビルの屋上ですね、ところの端を歩いてるような場面がぼつと出てきて、また恐怖感を感じたりですとか、また、友人のお宅のほうに御訪問をさせていただいてる状況が出てきて、そこで出されましたケーキが出てくるんですけども、そのケーキの周りに虫が何十匹と出てくるような場面が出てくるというふうなものを目の当たりにするような場面が出てきております。

従前から、DVDを見たりですとか、講演会などでこういった話を聞くということもありますけども、どちらかというところいう場面ですと客観的になります。第三者的っていうんでしょうか。現実的にこのVRという体験につきましては、5分10分と大変短い時間ではありますけども、大変リアルでございまして、実体験に近いものということで、その恐怖感であったりですとか、嫌だなという気持ちのその部分が大変実感が持てるというふうな内容でございまして、大変認知症の方に添えるといえますか、そういったところを感じられたかなというふうに感じております。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

今回、私たちの会派も、このVR認知症というやつを体験をさせていただきました。一つはアルツハイマー型と思われる認知症のこの一人称体験というんですけど、やっぱり自分が体感するっていうのと、あとレビー小体型のというのと2種類をやらせていただいて、先ほど部長が御答弁いただいた、急に屋上に上ってるようなのはアルツハイマー型の体験だったかなと思いますけれども、認知症、認知症というと、記憶がなくなって

しまうっていう印象が私の中にもあったんですけど、要するに空間認知が変わるんだっていうのも、アルツハイマー型のほうで体験をさせてもらいました。

もう一つ、そのレビー小体のほうは、今虫とかが見えたと言ったんですけど、いない人がいるっていう、荷物が人に見えたりとか、そういうものも含めて、いわゆる幻視が見えるっていうような体験をレビー小体のVRで体験をさせていただきました。その体験も、今部長がおっしゃったように、本当に短い時間だったんですけども、ああ、こういう感覚なんだっていうのが一目瞭然わかったなということと、もう一つ私がこれを体験させてもらって感じたのは、このレビー小体のほうのそのVRの映像をつくった、その映像をつくるのに監修したレビー小体型認知症の当事者の人が画像で出てきてくれて、これは私が監修しましたと。私はこのように見えているんですけどいうことをおっしゃっていました。その当事者の方は、若年性だったのかもしれないんですけど、お若いし、きちんとほかのことは認識されていて、自分がレビー小体型認知症なんだっていうことも認識して生活してるんだっていうことを知ったことが、実は私の中で一番得た収穫で、あ、認知症ってなっちゃうと、あれもできない、これもできないって、ついつい思いがちなんですけれども、わかっていることもたくさんあるし、できることもたくさんあるんだっていうことを、逆にそれも体験させてもらったかなっていうバーチャルリアリティーの体験でございましたので、予算も伴うものなので、ちょっと今回そこまで細かく突っ込みませんけれども、今後サポーターをステップアップしていくときに、こういうことも十分有効な、当事者に対しての接し方もそうですし、将来自分になるかもしれないということを考えたときに、ちょっと話が飛んじゃうかもしれないんですけど、金縛りに似てるなと思っていて、金縛りに突然なるとびっくりしますが、あれが睡眠における障害なんだっていうことを、もしちょっとでも自分の知識の中にあったら、あ、今自分はそういう状況にあるんだっていうことが、ある意味冷静に対処できるかなって思ってたし、認知症についても、正しい知識を身につけておくことで、将来自分が当事者になったときに、対応の仕方が、自分自身の対応の仕方が変わるのではないかなっていうのをこのVRを通して感じました。なので、今後こういう事業もさらに東大和市の中で取り組んでいただければいいかなというふうに思っています。

続きまして、次にいかせていただきます。認知症の介護者への支援ということで、東大和市は早くから、このケアラー支援事業というのに取り組んでいただいております。なかなかまだこのケアラーというのが何を意味するのかっていうことがわからない方もいらっしゃるかなあと。これは介護される側ではなくて介護する側の方たち、当事者にかかわる方たちを支援してくっていうのがケアラー支援かなあとということでございます。今も毎月やっていただいておりますし、は～とふるでやっていただいておりますし、今月は出張ケアラーズカフェということで、地域も回っていただいているというふうに思っています。

一方、先ほども壇上で述べたように、いろいろ東大和市で取り組みをしていただいているけれども、まだまだ御家族のことで悩んでいらっしゃる方、たくさんいらっしゃる。そのことだけできないわけですよ。急に御家族が認知症になっても、そのことだけにかかわれないで、御自身の仕事があったり、育児があったり、家事があったりっていう中で、相談したくてもなかなかできないという方もいらっしゃるなあとというふうに思っているのですが、ここはさらに充実をしていただきたいと思いますところなんですけれども、ここで例えば以前、勉強会に出たときに、この役所というのは、先ほども言ったように、あいてる時間には相談に乗ってくれる。けれども、自分も仕事をしていて、その時間1本電話することもなかなか難しいという中で、例えば夜間メールでの問い合わせに対して対応してくれたらいいのとか、休日に相談に乗ってくれたらいいのっていう声を聞いたことがあります。この辺は東大和市ではどのようになっておりますでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 議員のおっしゃるとおり、市役所では基本的には月曜日から金曜日までということでございますけども、地域包括支援センターにおきましては土曜日開庁してるところもございます。日曜日というのは休みでございますけども、そういったところで、若干そういったところの配慮はさせていただいております。そういった意味で、そういったところを御利用いただいて、ケアラーだけではないですけども、ほっと支援センターなどの活用なども、そういったところの視野に入れていただければというふうに考えております。以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

あと、このケアラー支援を行ってきて、少し時間がたってますけれども、どんなような効果とか、また、こんな事例が特徴的なものがありますよみたいなことがあれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○福祉部副参事（原 里美君） ケアラー支援事業では専門職による心の相談を行っております。こちらは予約制なんですけど、一応随時の対応になっておりまして、件数は少しずつですがふえていると。相談された方がケアラーズカフェに参加したりというのはございます。でもちょっとやっぱり件数は少な目なので、今後やはりいろんな方に知っていただけるように普及啓発していきたいと思っております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 私もいろんな方にケアラーズカフェあるんですよって言って、いいなあって言うんですけど、先ほども言ったように、実際その介護する人をデイサービスから迎えなきゃいけないとか、そのデイサービスしてる間にね、いろんなところにお買い物したり、用事を済ましたり、家事を済ましたりとかってということも、お仕事してる人もいて、なかなかこれがケアラーズカフェはすごくいい支援だと思うんですけど、だからこの辺の工夫は先ほども言ったように、例えば夜間だったら、当事者同士少しお茶飲みながら励まし合えるのかとか、ちょっとこの辺も地道にやりながら、さらに工夫を重ねてもらいたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

続きまして、さらに進んでいきます。

7期はちょっと難しいことがこの認知症施策の推進の中で書かれておりまして、認知症の方及びその家族の意向の尊重や配慮が求められるということで、どういうことなのかって、なかなかその当事者に向き合う、意思を酌み取るということだと思っておりますけれども、この答弁の中には、アドバンス・ケア・プランニングが重要であるというふうに示されておりまして、このアドバンス・ケア・プランニングについては、地域包括ケアシステムのときにも取り上げをさせていただきましたけれども、最近では人生会議みたいな言われ方で、ちょっと何か違う角度で何か盛り上がってしまった感がありますけれども、このアドバンス・ケア・プランニングっていうことは、高齢になったから取り組むこととかそういうことではなくて、生老病死なので、必ず訪れるだろう最期の場面に向かって、どういう心構えをしていくのかっていう中に、既に本人の意思を反映させておく。それを家族で確認しておくってようなことなんだろうなっていうふうに思うんですけども、そうはいつでもまだまだなじみのない、終活とか言われてはいますけど、まだまだ、じゃ、いざ延命治療が何だとか、こうなんだとかって、いろんな問題については、まだまだ私も含めて一人一人が自分のアドバンス・ケア・プランニングどういうふうに考えてますかって聞かれてもわからないなあって思うところがあるので、先に進みまして、具体的な事例の中でこの辺をどう取り扱っていいのかってということで、次の質問にいかせていただきます。

この当市での認知症施策について、ちょっとここで3番と4番と逆にさせていただきますけれども、施設で

の認知症施策についてということで、御答弁がありました。認知症対応型通所施設が3カ所、そしてグループホームも3カ所あって、今おおむね定員に達しているということで、今後どうしていくのかということになると思うんですけども、今回改めて東大和市の特養も含めて、介護のための施設、有料老人ホームや、また高齢者サービス付き住宅なども東大和市に複数できてきてる様子も拝見をさせていただきました。そういうさまざまなその介護や高齢者のための施設の中で、認知症があるから入所できないというところはあるのでしょうか。入所とか利用とかができないというところ。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 高齢者向けの施設におきましては、代表的なものは特別養護老人ホームでございますけれども、これが認知症を患ったから退所するという事は聞いたことございません。ただ、先ほどちょっと名前が上がりましたサービス付き高齢者住宅におきましては、これは一般論でございますが、認知症が進むと退所を求められるというケースがあるということを知ったことがございます。市内にもサービス付き高齢者住宅は2カ所ございますが、ちょっと詳細については把握してございませんので、あくまでも一般論のことということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○18番（東口正美君） 済みません、わかりました、ありがとうございます。

もう一つ、特別養護老人ホームとかですと、介護認定によって入所できたり入所できなかったりすると思うんですけども、認知症は介護認定を受けるときに加味される要件なのかということを知りたいんですけども。

○福祉部長（田口茂夫君） 認知症の症状がある方に関しましては、当然医師の診断書におきましても、その辺の状況が記載がございます。また、訪問調査などにおきましてもそういったものもございますので、認定に当たりますと、この認知症の症状の状況等によりまして加味はされます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

当然この8期の計画について、この施設をどうしていくのかということを考えるっていったときに、この認知症の人たちの受け入れが可能かどうかということも一つのポイントになるのかなあとというふうに思いました。なので、その介護認定における認知症の取り扱いも今確認をさせていただきました。

先ほど一般論からすると、サービス付き高齢者住宅ってのは基本的に自分のことは自分でできる方たちが一般的には入るところかなあと思ってるんですけども、今回この認知症の質問をするに当たって、積極的に認知症の方を受け入れてくれているサービス付き高齢者住宅を視察をさせていただいてまいりました。これは多分先ほどのVRの市での講演会をやったところかなと思うんですけども、銀木屋というサービス付き高齢者住宅、千葉を中心に10軒近く有料老人ホームと両方持つてる会社ですけども、ここでは私たちが視察をさせていただいたところは、54人定員のところに45名の認知症の方を受け入れているという施設でした。そして、先ほど言ったように、できるだけ本人の意向や自分、家族の意向に沿った介護をしているという施設でございました。非常に建物もこだわりのある設計になっておりまして、すてきな建物でしたけれども、地域との交流を図る中で、私たちが行った時間帯がちょっとそういう時間帯じゃなかったのが残念なんですけど、食堂も地域の人に開放していて、入居されてる方と同じ食堂でお昼御飯が食べられたりとかっていうことができて、その場所にもよるんですけど、場合によったら、その認知症の方たちが配膳をしてくれたりとかっていうようなことも施設の中で行われてるというふうに聞きました。

また、ここの施設では認知症予防という言葉は余り重視していないと。認知症になっただけでも、できるだけ御本人の意思、また家族の意思を反映する形で、できることは自分でやっていただくという方針なんですと。昼間は施錠しませんので、勝手に出て行かれる場合もあります。先ほど言った徘徊ですね。ただそれも見守るという形で、どこまで安全な状況でどういうことができるのか。またなぜ徘徊をしているのかということも突きとめながら、本人の意思が尊重されるようにさせてもらってますと。当然リスクもありますけれども、御家族と本人の意思を確認しながら進めているというふうに聞きました。

実は、ここの施設の特徴の一つなんですけれども、先ほどは御飯食べに来るって言うんですけど、ここには毎日たくさんの子供が来るそうです。ここでちょっと市長に、知ってたら、また、わからなければ考えてもらいたいと思うんですけど、この高齢者サービス付き住宅に毎日子供が押し寄せてくる仕掛けがこの施設にはあるんですけれども、どのような仕掛けをすると子供たちが毎日来ることになるのか、ちょっとクイズみたいですけども、お答えいただければと。

○市長（尾崎保夫君） 子供ということでありまして、近くだからお年玉だとか、クリスマスだとか、プレゼントを用意するとか、そんなところしか私にはわかりませんので、よろしくお願いします。

○18番（東口正美君） この高齢者サービス付き住宅には、全部の施設に駄菓子屋さんが常設されてまして、この駄菓子屋さんの店番もその認知症の入所者の人たちがされているというふうに通っております。ぜひその駄菓子屋さんがあいてる時間に、もう一度行ってみたいというふうに通うんですけども、こうやって地域の方たちが当たり前認知症の方たちと触れ合うということが、認知症の方たちを正しく理解する一歩かなとは思っていて、こういう施設が8期の保険計画の中でどういう計画が立つかわかりませんが、また民間ですので、東大和市を選んでそういうところをつくるかどうかということにはわかりませんが、いろんなところがあるので、御研究いただきたいと思います。

ここの施設長が力を入れて言っていたことが2つあります。うちの施設は非常に介護の給付費が低いんですと。経営側としてはどうかと思うんですけども、何しろ皆さんお元気でって、介護給付費が非常に低く抑えられているということを1つ言っていました。そして、さらに目を輝かせて施設長が言っていたのは、うちではみとりをしっかりやります、みとりをさせていただいておりますとあって、そのお一人お一人をみとってこられたことを感動的に語っていただきました。なので、アドバンス・ケア・プランニングっていうことを考えたときに、こういう施設もあるということを理解する中で、じゃあ自分だったら、最期どうしたいのかっていうことを人生の先輩たちに教えてもらえるようないい施設だなあというふうに思いましたので、またどこかで参考にしていただきたいと思います。

続きまして、それでは、施設ではなくて在宅だったら東大和市で、認知症でどこまで自分の生活を送っていただけるのかということで質問をさせていただきました。この地域包括ケアシステムが東大和市でもいろんな形で多職種が連携して取り組みをさせていただいているという中で、この在宅での認知症ということで、こちらも市長が本の帯を書かれている「多職種で支える一人暮らしの在宅ケア」という大和会の在宅サポートセンター長が編集されている本を拝見させていただき、我が市の地域包括ケアがすごく進んでいるんだなあということを感じさせていただきました。この本の中でも、全盲で認知症の方を最後まで御自宅で見とられるという、このケースが出ておまして、非常に感銘を受けました。東大和市の地域包括ケアシステムが充実しているということも、皆さんもぜひお読みいただければというふうに思っています。

ただ、今回質問の最初のきっかけとなった糖尿病が悪化して透析になってしまった理由が認知症だったとい

うところにフォーカスしていくと、この多職種で支えるというときに、そうならないために糖尿病の患者さんが、御家族がいるにしる、一人で暮らすにしる、そうならないために、さらに多職種の中で取り組めることがあるのではないかとと思うんですけども、この点教えていただければと思います。

○福祉部副参事（原 里美君） 地域包括ケアシステムは、要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい生活を続けられるような体制のことなんですけども、当市でも先ほどおっしゃられたとおり、医師会や歯科医師会など、介護事業所などの関係機関の方々の連携によって、少しずつ体制が整ってきているということでございます。今糖尿病の方の管理ということで、亡くなられたということですが、例えば薬の管理ですとか、栄養管理とか、そういうことができると、少しもしかしたらいい方向に進んだかもしれないというのはあると思うんですけど、どの程度それが利用されてるかというのは、ちょっと情報を持ち合わせてないんですけども、この先そういうふうなものが、体制がもっと進んでいくようになっていきたいと考えております。

以上でございます。

○福祉部長（田口茂夫君） 少し補足をさせていただきますと、調剤薬局さんにおきましても、既に訪問薬剤をされてる事業者がもう既にご覧いただけます。そういったところにおかれましても、当然医師会の先生方、訪問診療されてる先生方、また、場合によっては歯科医師会の先生方、当然介護事業所とそれぞれ連携をしながら、その薬の減りぐあいですとか、どういう形、よくありますけど、何日に午前中飲むのはこの袋とかいうふうな分け方とか、そういった仕様のも何か調剤薬局さんのほうで御用意されるのかって話も伺っておりますので、それぞれの事業所における工夫をさせていただいてるのかなというふうには思っております。

そういったところは当市の今現在の、今評価のありました地域包括ケア、各先生方、また事業所の努力によって、今ここまで来ているのかなというふうには思っております。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

多職種連携の一番最近の会議は、この服薬管理について、また、多職種でお勉強していただいと。もちろんこの服薬の管理だけではないと思うんですけども、やっぱり認知機能が落ちてしまって、いろいろなことができなくなってしまったということで、しょうがないんですけど、そういう意味では、きっと物すごい難しいケースを在宅で診てくださってるのを読ませていただいたときに、本当にまだまだ期待できるなというふうに思って安心をしてはいるんですけども、きのうも孤独死の御質問の中で、非常に思ってたよりも少ない件数であるのは、この在宅のこのケアシステムが東大和市として充実してきてるあかしではないかなというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

そして、一番最後の質問にいかせていただきます。

今後、当市として必要と思われる支援という、施策ということですけど、御答弁でも、この認知症に対して早期発見、早期診断が大事になるというふうに御答弁いただいたんですけど、私自身は認知症ってやっぱり早期発見が必要なっていうことを思っています。認知症かなって思っても、なかなか当事者がお医者様に行きたがらないという御相談はたくさん受けるように、やっぱり診断を受けてしまうことが怖いような印象が自分の中にはあります。なので、もっと認知症は早期発見が必要なんですって言うてくれないと、そのメリットを言うてくれないと、なかなかそうしようっていうふうに思えないと思うんですけども、認知症が早期発見、早期診断されるメリットを教えてください。

○福祉部副参事（原 里美君） 認知症の早期発見、早期診断ですけども、早期に治療につなげることで、認知

症の症状が改善したり進行をおくらせることができると言われています。認知症ガイドブックにも載せられているんですが、それだけではなくて、今後、意思の決定がうまくできなくなったときのために準備ができるというメリットがあると考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） そのところがなかなかこの、私だけかもしれないんですけど、まだまだこの診断されちゃうのが怖いって思っているような気がしています。そのことがもっとメリットがあるってことがわかったら、早目にお医者さんに行こうかなって思うっていうことを考えたときに、30年前、がんって、本人に告知するのかどうかというのが問題になっていた時期があります。当時はまだまだ治療が難しいことが多くて、がんって診断されるとすぐに、あと何年生きられるとか、短い時間しかないんだってというようなことがあるので、本人に告知しないっていうことになってたのが30年ぐらい前だったかなっていうふうに思います。でも今はがんは早期発見、早期治療すれば、今までどおり生活ができるんだってということが、医療が進んだことによるのが大きいですが、なので、早くわかったらいいよねって、早くわかったら治るよねって、早く治ったら便利だよねってようなことがわかるから、早期に見つけたら本人も思うし、周りも思うと思うんです。

認知症については、今ずっと話をさせていただいたように、何かよく聞くんだけど、まだよくわかんないよねって、認知症になったら家で暮らせないのかなとか、認知症になったらこういうことができなくなっちゃうのかなとか、できなくなることもあるけれども、こんなふうにはできることもあるんだよってということがわかれば、じゃ早目に診断受けて、早目に服薬もして、早目に支援も受けたら、自分として楽しい人生が待ってるっていうふうに思えたら、それが一番早期発見しようっていうふうに思えることなのかなって思うんですけど、この点もう一度、どのように考えてるのか教えていただければと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 先ほども申し上げました、担当副参事の方で申し上げましたとおり、現在の認知症という、この症状に対しまして、治癒をする、要するに技術的なもの、服薬的なものも含めて、そういったものがまだ発表されておられません。そういったところで、やはり人間の心理として、自分が何をしてるのかわからなくなるという、その恐怖感というんでしょうか、そういったところを、この認知症の診断を受けることによってレッテルを張られるということも含めて、まだまだ市民というか、国民全体の中に、この認知症に対する意識がまだまだこれからなのかなというふうには思っております。当然この部分に関しまして、その医学の進歩なりで、また改善される点も出てくるのかと思いますけども、まずは全てがなくなってしまうということではなくて、当然先ほどもVRの話の中でも出ましたけども、その一部分、多少知能——その部分が落ちるということはあるにしても、まだほとんどのものが残っていると、それをいかにそれを活用しながら生活をしていくかというところの重要性というところを、さらに市民の皆様にも周知を深めていただきながら、我々もそこを周知に努めるということが一番最重要かなというふうに思っておりますので、引き続きこの点を我々としては実行してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

本当に私も今回、もう一回改めてこの認知症のこと学ばせていただいて、こんなに充実した支援が受けられるんだっていうことも思いましたし、認知症になってもできることたくさんあって、そのできることを使いながら、まだまだ人の役に立てることもあるっていうことを認識をさせていただきました。やはり今御答弁いた

だいたように、さらなる正しい普及、知識の普及ということが、サポーターの養成も広くそして深くしていただくと、今認知症の方たちを支えられる側になるでしょうし、自分が将来、5人に1人って書いてありますので、かなりの確率で2人に1人のがんにもなりますし、5人に1人の認知症にもなるんだっていう覚悟を持って人生を先に進めていけるように、私自身も努力したいと思ってますし、さらに東大和市の施策が充実することを願っています。

以上で大きな1番の質問を終了させていただきます。

続きまして、残薬について質問させていただきます。

ちょっと残薬という言葉の定義が、御答弁を聞いて少し違ったかなと思うので、もう一度この確認からさせていただきたいと思うんですけども、残薬っていうのは、処方されたお薬を飲み残してしまってる分をいうのかなと思っていて、もう一つ、この薬が残ってしまう理由として、複数のお医者様に一人がかかっていたときに、同じような薬が出ていて、それが残ってしまうというのが重複投与という形になるんだと思うんですけども、それでいいのかっていうことが1点と、先ほども改定内容を壇上で答弁いただきましたけれども、もう少し詳しく、この残薬と重複投与を、この30年度の報酬改定でどういふ変化があるのかっていうことを教えていただければと思います。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** まず残薬についてなんですけれども、本来服用すべき期間内で服用せずに残ってしまっているお薬というのが、まず残薬のくくりということになるかと考えております。

また重複投与につきましては、一人の患者が同じ時期に複数の医療機関に診察を受けた場合、同じ効果の薬がそれぞれの医療機関で処方されることというふうに認識してございます。

今回、平成30年度の調剤報酬の改定についてなんですけれども、平成30年度の改定では主にお薬手帳の活用に伴います点数の改定が行われてございます。調剤薬局におきまして、患者のお薬手帳からこれまでの処方されてきた薬剤を確認すること、これで効果が重複しているようなお薬があれば、それを御指摘いただきまして、またそのときに飲み合わせ等、薬剤師から患者さんは説明を受けるようになるというふうに考えております。

また、こうした患者さんとのやりとりで、お薬の飲み忘れについての聞き取り、残薬の有無について確認することで、決まった時間に決まった量を服薬する指導や処方薬の量の調整に生かされるものというふうに認識しております。

また、その点数につきましても、薬剤服用歴管理指導料というのがその主な項目になってくるんですけども、お薬手帳を持ってきたり持ってなかったりすることによって点数の差が設けられたりですとか、お薬手帳の適切な活用実績が相当程度あると認められない場合、この場合、薬局側に計算されなくなる加算が生じるということもございまして、こうしたような対人業務の評価の見直しが行われていたというのが平成30年度の改定の内容というふうに認識してございます。

以上でございます。

○**18番（東口正美君）** そうすると、このお薬手帳を活用して、重複しているところをきちんと薬剤師さんが把握するためにお薬手帳を使うということが一番大事で、そこを怠ってしまった薬局は損しちゃうという考え方なのか、プラスがないという考え方なのか、そういうことでいいのか、もう一度確認させてください。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 後段のほうのプラスになる加算がいただけなくなるという御理解かというふうにごちらとしては考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） そうすると、前回この残薬の質問させてもらったときに、要するにその袋に全部入れて持ってけば、飲み残したことを薬剤師さんが管理してくれて、無駄にお薬をもらわなくてもよくなるということは、患者さんの側からすると、1つは今の健康状態はきちんと服薬できていない状態であるということが認識されるということが、多分一番いいことだと思うんですけども、その次に、もう一度そのお薬を利用すれば、新たに買わなくて済むので無駄がないということになるのかなと思うんですけど、こういうことで点数、調剤報酬には影響があるのかどうなのか。今言った患者さん側からするメリットってのは、それでいいのかどうなのかっていうことを確認させてください。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 残薬ございますと、その方にとって治療に必要な薬剤処方されているにもかかわらずそれが服用されてないということになりますので、そうなりますと治療期間も長くなります。それは結果といたしまして、病状の悪化ですとか、保険者にしてみれば中長期的な医療費の増加要因にもなるかというふうに考えてございますので、この残薬の管理を薬局が行うことによりまして、調剤報酬の中の指導料の加算があるというのは、これは28年度から行われてることではあるんですけども、30年度におきましてもそのような加算がございます。また、その残薬または重複投与の際に、お薬手帳の活用というのがやはり大きいところでございまして、そのお薬手帳の適切な管理を行うことで適切な加算は計算されるんですけども、お薬手帳が活用されてない薬局につきましては、本来計算される加算が得られなくなるというふうに捉えてございます。以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時40分 休憩

午後 3時50分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。そうしますと、やっぱりポイントはお薬手帳だっていうことだと思うんですけど、そのお薬手帳をどれぐらいの人たちがふだん持参されるのかっていうのがわかるようであればですけど、持ってってくださいねっていう、持ってくと患者さんも得だし、薬局の方も助かりますっていうようなことは、周知っていうのはどうなってるのかなあとと思うんですけども、その点もう一度お聞かせください。

○保険年金課長（岩野秀夫君） お薬手帳の持参率と申しますか、その持ってらっしゃる人数の数字は、把握はできておりませんが、薬局におかれましては、患者さんいらした際には必ずお薬手帳の持参状況を確認しまして、必ず持ってくるようにというところの普及啓発に努めてるところは、私のほうとしても聞いております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） どうしたら習慣化するかっていうことですよね。病院に行くときに保険証は持ってかなきゃって皆さん思うと思うんですけど、それと同じぐらいセットで持ってってもらえるような習慣化っていうか、保険証と同じぐらいお薬手帳が大事っていうふうに思ってもらうためには、さらに周知の必要があるのかなって思ってます。

あわせて、御答弁では、この残薬バッグについても触れていただいておりますが、私、これは平成29年の4回目の定例会で質問させていただいて、その次の年度にもつくっていただいているようなんですけども、ち

よっと配布状況というか、何枚ぐらいつくって、どんな状況なのか教えていただければと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 残薬バッグにつきましては、約3,700枚ですね。市内の薬剤師会加盟の調剤薬局にお届けして、各調剤薬局にて国民健康保険の被保険者を対象として配布しているところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

その次の質問とだんだん絡んでくるんですけど、この残薬バッグ、3,700枚配っていただいて、この効果については今測定中だということで、お願いしたいんですけど、今回この質問をもう一回改めてさせていただいたのは、これどうしても市の担当は国保になってしまうので、どうしても国保の方対象にバッグの配布とかになってしまうし、効果測定も国保しか現実的にはできないと思うんですけど、広くおおむね国保の人が3割と言われていて、あの方たちは社保だということではあると思うんですけど、広くここの垣根を取っ払って、病院に行くときには保険証、お薬手帳、そして薬も何が入ってるかわかんないけど、とりあえず全部持ってくというような習慣を早くつけたところがいいのかなというふうに思っていて、そのために今後さらに何ができるのかということ質問させていただきたいと思ってるんですけど、要するに非常にこの無駄が多い、また健康上もたくさんのお薬を飲むことが、かえって健康被害につながるということも言われてますし、昨今サプリメントを飲んでらっしゃるような方もいらっしゃるので、本当はその袋に入れて薬剤師さんがチェックしてくれるとしたら物すごくお得なわけなので、ともかくこれはメリットばかりなので、その持つてく手間さえいとわなければ、国保に限らず全市民の人たちに展開してもらいたいと思ってるんですけど、何とかここで市で何か工夫を凝らしてやってもらいたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 議員おっしゃるとおり、残薬の件ですとか、お薬手帳を持参するよというよな普及啓発ですね、こちらに関しまして、国民健康保険だけではなく、庁内におきましても関係する他の課と連携して取り組む必要があるものというのは認識してございます。特に残薬バッグにつきましては、国民健康保険のほうでまずは始めておりますので、この国民健康保険での効果の結果を踏まえまして考えるべきというふうには捉えてございます。また残薬のこと、お薬手帳のこと、広く訴求する方法につきましては、他の課とどういった連携方法があるのかというのを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） もう一つだけ確認させてください。

今回壇上でも言わしていただいたとおり、市報の薬剤師さんのコーナーで、ブラウンバッグの話をしてくださってるように、これ市の薬剤師会ではこの件はどういうようなお話になってるのか、お聞かせいただければと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 効果測定はまだ途中ではございますが、薬剤師の先生から何う限りなんですけれども、残薬バッグをお渡しするということで、それに関してお薬のこと、残薬のことを含めたり、重複投与のことを含めて、そういったお薬に関してのお話のやりとりのきっかけづくりにはなってるというふうなお言葉は頂戴してるところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

そのときにやっぱりもう一度患者さんが認識を新たに、やっぱりちょっと飲み残しちゃったって言いづらいなあっていう、なかなか本当はお医者様に診察受けてるときに、実は前回のお薬飲み残してるんですよって

言えれば一番いいと思うんですけども、そういうこともなかなか言えないってこともありますし、先ほどやった認知症のように、忘れちゃうってこともあると思うので、無意識のうちにこのセットを持って病院に行くということが市民の方たちに早く普及していくと、社保の人たちもいつかは国保に来られますので、何とかその辺をお願いさせていただいて、この2番の質問を終了させていただきます。何とぞよろしく願いいたします。

そして3番目、道路の管理保全について伺わせていただきます。

生活道路のふぐあいは、たくさん私たちも市民の方から御意見をいただいて、担当課でいつも迅速にやれることはどんどんやると言ってやっていただいております。大変感謝しておりますけれども、一方でたくさん保全してかなきゃいけないところがあるということで、今回その調査をして計画を立てるということで御答弁をいただきました。

もう少し具体的にこの調査、どのような内容で、どれぐらいかかって、どういうスパン、何年かけて、何年やって、何年工事してみたいな計画のタイムスケジュール等も聞かせていただければと思います。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** 現在まだ計画の段階ではございますが、その計画の中では、東大和市実施計画でも掲載してございますとおり、路面性状調査、こちらは舗装補修計画を策定するために、まず現況の劣化状況を把握するための調査でございます。この路面性状調査を令和2年度、3年度で計画しておりまして、令和4年度に舗装補修計画を策定するというものでございます。こちらは、市内の道路の幅員が2.5メートル以上のところの舗装道路を調査するというもので、劣化してない健全なところは補修計画から除かれますので、まだどのぐらいのスパンというのはわからないところではございますが、まずはその劣化のひどいところ、またその優先順位をつけた中で補修計画を策定してくということで、そのサイクルまでにはまだ達してないところで、ちょっとその辺は調査をしてみないとどういう状況になるのかはまだわからないというような状況です。

以上でございます。

○**18番（東口正美君）** せっかくですのもうちょっと教えてほしいんですけど、それはどういう調査——車にカメラが積まれていて、それを映像で撮っていくのか、どういう調査をして、どれぐらいの金額がかかるのか教えてください。

○**土木課長（寺島由紀夫君）** この路面性状調査でございますが、専用の車両がございまして、路面性状自動測定装置を搭載した車両を走行させまして、舗装のひび割れ、わだち掘れ、平坦性などを測定し、また距離も自動測定し、それを分析し、道路の舗装の現状を数値的に把握するものでございます。またカメラを搭載しまして、その搭載することによりまして路面の3次元画像のデータを取り込み、より高度な精度が可能であり、これによりまして効率的かつ網羅的に路面舗装状態を把握でき、道路修繕の優先順位やその時期を的確に判断する材料となるというものでございます。路面性状調査とはそういうものでございます。

そういうような調査を行っていくということで、金額については2カ年で2,340万ということで見込んでございまして、この辺は計画の段階であり、こういう形を見込んでおりますが、実際に調査をしまして、それが何キロぐらいできるのか、一応新青梅街道から北側を単年度でやりまして、南側をもう2年目でやるということで、その路線が全部で162.3キロございます。というような調査でございます。

以上でございます。

○**18番（東口正美君）** ありがとうございます。

この2番の質問と絡めてになってくるんですけど、今回私がスマートフォンを活用した道路パトロール支援

というお話を伺ったときに、この道路パトロール支援の内容はお調べいただいていると思うので、どのような内容か教えていただきたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 道路パトロール支援サービスというものでございますが、こちらは大手のメーカーさんの名称になってございます。こちらは日常の道路パトロールのときに、専用のスマートフォンを車両の前に、ダッシュボードのところに載せまして、そこで道路の位置や凹凸、劣化状態を自動的に取り込み、それを数値で劣化指数をあらわすものでございます。そのような取り込みから、日常業務であるパトロール全体を網羅した報告書を自動的に一括作成できるというもので、その他にも住民通報機能や修繕計画の策定もできるというものでございまして、さらに動画機能をオプションで設置しますと舗装の目視点検が省略できるというような、日常のパトロールにつきまして大変有効なシステムであるということで認識してございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 私もそのような説明を受けて、ちょうど路面の調査をするっていうことが重なったので、とてもいいのではないかと。単純に私は、スマートフォンを日常的に載せると多分ゼンリンの地図でプログラミングされて、道を走っているとその凹凸ぐあいとかがスマートフォンに情報が集約されて、路面の傷みぐあいがデータ化されるというふうに聞いたときに、青色パトロールカーって毎日45キロ市内を走ってるので、そしたらすごいデータが一石二鳥でとれるんじゃないかって単純に思ったわけです。

価格も少しお安目だったので、そしたらその分補修に回せるかなって、単純な感覚ではあるんですけども、そうではあるんですけど、国土交通省のホームページにも新たな技術だっていうふうに書かれていて、その認定も受けているという中で、今後いろんなことをやっていくときに、従来どおり行うことっていうのは、実績とかそういうものがあるので、計画を立てていく上では過去の経験値というのが生かされると思うんですけども、常に新たな技術がこういうふうに関係されていったりしますので、コスト面も含めて常に研究をしていただきたいと思うんですけども、今言ったように、そうは言うけど、青色パトロールカーを走らせてるのは道路を管理してる部署ではないので、そういうことが可能なかということも含めて、今回調べていただいた中で、この新しい仕組みのものについてはどのような評価をしているのか、お聞かせいただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） この道路パトロール支援サービスでございますが、日常の道路パトロールを職員が時間をかけて目視点検することを省きまして、効率よく詳細にデータを収集するためのシステムでございまして、その延長上に修繕計画を策定することもあわせてできるというものでございます。

当市が計画で求めていますのは、市内全域の舗装の状態を詳細に正確に把握し、舗装補修をする道路を、優先順位を決めて予算の平準化を図りながら、市内の生活道路を順次整備していくことが目標でございますので、活用の趣旨がちょっと異なるのではないかなということ解釈してございます。活用するのであれば、今回計画してる路面性状調査により舗装補修計画を策定した後に、データの更新や修正等において活用するのがベターではないかなってというような製品ではないかということで、まだ調査、研究中ではありますが、考えてございます。

また費用面におきまして、毎月リース料が発生することや、住宅地図、また路線の登録、動画オプションなどを利用すると年間数百万円となりますので、日常の道路パトロールでそれを利用することになってございますため、数年間の利用だけとはならず、毎年の支出となることも考慮しなければならないということで考えてございます。調査、研究中ではございますが、現在の段階ではちょっと利用は難しいかなということ考えてございます。

また青パトについては、このシステムが、リース契約であるスマートフォンを搭載するに当たっての担当部署外での管理の問題等、また青パトが市内の小中学校を中心としましたコースということでございまして、市内全域もしくはある程度の範囲の舗装道路のデータの収集ができるのかということもございまして、その辺も研究していかなければならないということと考えてございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

一つの事業をするのにもさまざまなやり方がどんどん開発されていくので、やはりこの辺、不断な御努力で研究しながら、できるだけ少ないコストでいい事業ができることを望んでおりますので、この点もお願いいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、東口正美議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 佐竹康彦君

○議長（中間建二君） 次に、15番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[15番 佐竹康彦君 登壇]

○15番（佐竹康彦君） 議席番号15番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、令和元年第4回定例会における一般質問を行います。

今回私は大きく5つの点にわたって質問をいたします。

1点目は雨水対策についてです。

当市の防災対策の中でも重要な位置を占める雨水対策について、私はこれまでも議会ではたびたび質問をしてまいりました。特に空堀川流域広域雨水整備については、東京都と流域市が連携をし、雨水被害を防ぐための積極的な取り組みとしてその力強い推進をお願いしてきたところであります。

今般東京都はこの事業に取りかかることを決定し、早速東大和市内における工事に着手することが明らかになりました。このことについては、市より私ども市議会議員へも情報提供が行われたところです。

私はこの整備事業が一日も早く進捗し、市内の雨水被害が大幅に軽減されることを強く望んでおります。その観点から、この事業が今後の市の雨水対策にどのような影響を与えるのか、またこの事業に市としてどのように取り組んでいくのかについて、以下質問をいたします。

①空堀川流域広域雨水整備に関して。

ア、新たに整備されることが決定された雨水幹線について。

a、全体的な計画の概要はどのようなものか。

b、東大和市内に整備される幹線について、その雨水排水能力や雨水貯留能力はどれくらいの規模になるのか。

c、整備に向けタイムスケジュールはどのようになっているのか。

イ、この事業が他の施策へ与える影響について。

a、向原団地北側創出用地へ建設される特別支援学校の地下に整備される予定であった雨水貯留施設の設置中止に関してはどうか。

b、市の浸透ます設置や雨水排水管清掃などの雨水対策に関してはどうか。

2点目は気候変動に対する取り組みについてです。

本年は相次ぐ台風の襲来によって、とうとい人命が失われる甚大な被害が全国的規模で起こりました。改めて犠牲になられた方に哀悼の意を表するとともに、御遺族、また被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

近年、自然環境の変化、特に気候変動に伴う自然災害の激甚化が顕著になってきていると考えます。こうした事態に対し、国においては平成30年6月に気候変動適応法が公布をされ、国や地方公共団体、また企業等にさまざまな施策を推進するよう促す体制が整ってきております。

この気候変動適応法について、その概要を伺うとともに、その法の求めるところにより、基礎自治体としてどのような取り組みがなされていくのか、また努力義務とされている気候変動適応計画、もしくは地域気候変動適応計画の策定について、市としてどのように進めていくのか、もしくは近隣市と連携をしながら進めていく考えがあるのか伺いたいと考えます。

あわせて、これまでと異なる自然環境が前提となるため、環境施策や気候変動に由来する災害に対する防災施策の推進に関して、市の組織も新たな状況に即した形で変革する必要があるのではないかと考えます。この点についても、現段階での市の見解を伺いたく、以下質問をいたします。

①平成30年6月に公布された気候変動適応法について。

ア、法の成立の背景と概要はどのようなものか。

イ、地方公共団体の取り組みについて、法にはどのような規定がなされているのか。

②基礎自治体としての取り組みについて。

ア、気候変動に伴う自然災害の多発が、基礎自治体である市にどのような影響があるかと考えるか。またそれに対してどのような対策を強化すべきかと考えるか。

イ、気候変動適応法に努力義務とされている気候変動適応計画または地域気候変動適応計画の策定について、市の見解を伺う。

ウ、近年、規模や回数が増大が見られる自然災害に対して、自治体として対応強化のための組織改革も検討する必要があると考えるが、市の見解を伺う。

3点目は、図書館事業についてです。

障害を持つ方への図書、著作物などの公平な利用機会の確保については、図書館関係者の間において大きな課題として、世界的に取り組みが進展してきました。その中で日本では昨年、視覚障害者らが著作物を利用することを促すマラケシュ条約が批准され、ことしの1月1日に発効されました。そして本年6月には視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法が成立をし、図書館においても視覚障害を持っている方を初め、障害を持つ全ての方へのサービス向上の取り組みが一段と進むことが期待されています。

また東大和市の中央図書館が開館してから既に35年ほど経過しております。この間、社会の情報化は急速に進み、情報へのアクセス方法を初め、社会生活の様相は一変してきています。図書、出版分野、また図書館等の公共サービスの分野も社会の変化に応じたさまざまな取り組みが行われており、各地の公共図書館では先進的な取り組みも数多く行われている現状です。

こうした流れの中、これまでの社会教育機関も時代の進化に即応して変化しており、社会変化の状況に即したこれからの生涯にわたる学びをいかに充実させるかについて新たな取り組みがスタートしています。これは文部科学省の諮問機関、中央教育審議会が答申をした内容に基づき進んでいる部分もあり、今文科省も社会教

育のサービスをこれまでとは異なる形で行えるよう、さまざまな事例を紹介しながら啓発推進をしているところ。さらに、子どもの読書活動推進の面においては、各市でも工夫した取り組みが行われておりますが、これまでも私が議会で取り上げた事業内容が進んでいる地域も多くあります。

こうした図書館をめぐるさまざまな点について、今回は以下の質問をさせていただきたいと考えます。

①読書バリアフリー法の施行に伴う図書館事業の充実について。

ア、令和元年6月に成立した読書バリアフリー法について、その成立の背景と概要はどのようなものか。

イ、読書バリアフリー法の基本的施策に沿って、市として今後取り組みを強化すべきと考える施策にはどのようなものがあるか。

②今後の図書館のあり方について。

ア、平成30年12月に中央教育審議会を取りまとめられた答申及び令和元年6月に社会教育関係法律等の改正によって示された今後の社会教育において期待される図書館の役割等について、その概要はどのようなものか。

イ、他自治体において、幅広い行政サービスの役割を担っている図書館の事例はどのようなものがあるのか。

ウ、国の示した方向性を受け、今後市の図書館はどのようにその事業を展開していく必要があると考えているか、市の見解を伺う。

③子どもの読書活動推進に資する事業について。

ア、読書手帳の導入を進めるべきと考えるが、市の見解を伺う。

イ、セカンドブック事業を進めるべきと考えるが、市の見解を伺う。

4点目は、図書館を使った調べる学習コンクールについてです。

例年取り組んでいただいている図書館を使った調べる学習コンクールについて、教育委員会並びに各学校においてはさまざまな事業がある中で、その啓発推進に取り組んでいただいていることを感謝申し上げます。

今年度の事業の実績について改めて確認をさせていただきたいと考えます。

また地域コンクールの開催が調べ学習の大きな促進の機会ともなると考えるので、この点を含めて、今後の取り組み方針について確認をさせていただきたく、以下の質問をいたします。

①令和元年度の事業の実績はどのようなものか。

②地域コンクールの開催も含めた今後の取り組み方針について伺う。

5点目は男性の育児参加推進についてです。

女性の社会進出や働き方改革など関連し、男性の育児参加についてはますます注目をされ、推進されています。全国の自治体でも積極的な取り組みがなされており、私もパパスクールの開催などを提案し、市において実施していただいております。

今般、静岡県清水町では、全国で初めてとなる試みとして、日本精神科看護協会が発行している小冊子「パパカード」の配布を開始しました。パパカードは、フィンランドの母子支援団体が作成したもので、パートナーや子供とのかかわり方に応じて4種類あるものです。このような情報提供は、男性の育児参加を促すとともに、子育てを始めて、経験する課題に対してどう対処したらいいのかというアドバイスを与えることにもなり、特に初めて子育てを経験する父親にとっては、有意義な取り組みと言えると考えます。

当市においても男性の育児参加をさらに促進するため、また日本一子育てしやすいまちづくり推進のため、パパカードの導入に向けた取り組みをすべきと考え、以下質問いたします。

①パパカードの導入について。

ア、パパカードに対する市の認識とその有用性への評価はどのようなものか。

イ、パパカード導入に関する市の見解を伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁を踏まえ自席にて行います。

よろしく願い申し上げます。

[15番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに空堀川上流雨水幹線整備の全体的な計画の概要についてであります。空堀川流域の南部地域につきまして、東大和市、立川市及び武蔵村山市の広域的な雨水対策を実施するための流域雨水幹線を東京都が新たに整備し、空堀川へ雨水を排除する計画であります。

次に、東大和市内に整備される空堀川上流雨水幹線の排水能力や貯留能力についてであります。時間当たり50ミリの降雨に対応できる能力の流域雨水幹線が整備されるものと認識しております。

完成まで長い期間がかかることから、事業実施に当たりましては、段階的に整備を進めると東京都から聞いております。そのために、先行整備を実施した工区におきましては早期に効果が出るよう、暫定利用などの対策を東京都と連携して進めてまいりたいと考えております。なお、先行整備を実施した工区におきましては、暫定利用が可能となった場合の貯留量につきましては、市としましては約1万立方メートル程度になると試算しているところであります。

次に、空堀川上流雨水幹線の整備に向けたスケジュールについてであります。東京都からは令和元年10月に流域雨水幹線の整備のための事業計画を国に提出したとの報告を受けております。また平成31年度中に基本設計に着手する予定と聞いており、基本設計の完了後に実施設計を行い、工事に着手するものと認識しております。

次に、空堀川上流雨水幹線整備事業が他の施策へ与える影響についてであります。市では内水被害対策を進めるための暫定的な措置としまして、特別支援学校の地下部分を活用して、雨水貯留施設の整備を行うことを含む東京都立北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置に係る確認書を、令和元年6月に東京都教育庁と取り交わしました。その後、空堀川上流雨水幹線整備事業の幹線整備が明らかになり、内水被害の抜本的な対策が図られることが見込まれることとなりましたことから、令和元年10月に確認書の一部を変更し、特別支援学校の地下部分を活用した雨水貯留施設の整備については取りやめることといたしました。

次に、浸透ます設置や雨水排水管清掃などの雨水対策への影響についてであります。浸水被害の軽減のために道路内に整備しております雨水浸透ます設置につきましては、総合治水対策の流出抑制対策としまして、今後も必要な事業であると考えております。雨水排水管等の清掃につきましては、排水機能を低下させないよう、維持管理を実施していくことが必要であると考えております。空堀川上流雨水幹線整備事業は、これまで実施してまいりました浸水被害解消に向けての雨水対策に好影響をもたらす事業であると認識をしております。

次に、気候変動適応法の成立の背景と概要についてであります。昨今の気候変動の影響は既に顕在化しており、今後さらに深刻化するおそれがあるとされております。

こうしたことを踏まえ、温室効果ガス排出削減などの緩和策だけでなく、気候変動の影響による被害への対応策を法的に位置づけ、今後国として推進していくことを目的に、気候変動適応法が制定されました。気候変動適応法の概要につきましては、適応の総合的推進、情報基盤の整備、地域での適応の強化、適応の国際的展開の4つの柱から成り立っております。

次に、地方公共団体への規定についてであります。柱の一つであります地域での適応の強化におきまして、地域気候変動適応計画の策定と地域気候変動適応センターの機能を担う体制の確保が努力義務規定となっており、気候変動適応広域協議会を組織することができる旨、規定されております。

次に、気候変動に伴う自然災害が与える影響と対策についてであります。このたびの台風19号の影響により、市内におきまして土砂災害が発生しました。一例であります。今後気候変動に伴い、同様の台風やそれ以上の強い勢力の台風が発生した場合には、市内に災害をもたらすことが考えられます。市民の生命と財産を守る上で、市民の皆様が安心して生活できるよう、災害に強いまちづくりへの対応が必要であると考えております。

次に、地域気候変動適応計画の策定についてであります。法が施行されて期間が短いことから、今後他市における状況等について、調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、自然災害への対応強化に向けた組織改革についてであります。平常時の組織体制につきましては、今後の自然災害への対応を検討していく中で必要となる体制を考えてまいります。また災害発生時の組織体制につきましては、今後修正を予定している地域防災計画等に基づき、全庁横断的な連携を強化し、対応してまいりたいと考えております。

次に、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法の施行についてであります。この法律は、視覚等の障害の有無にかかわらず、全ての国民がひとしく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、令和元年6月に施行されました。

地方公共団体の責務としましては、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有するとされております。詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、今後の図書館のあり方についてであります。平成30年12月にまとめられた中央教育審議会の答申では、今後の図書館には知識基盤社会における知識、情報の拠点として、資料の充実を図るとともに、市民生活のあらゆる分野にかかわる関係機関との連携のもと、利用者及び住民の要望や社会の要請に応えるための運営の充実を図ることが望まれております。

また令和元年6月に施行されました社会教育法等の改正により、地方公共団体がより効果的と判断した場合には、特定社会教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し執行することが可能となり、まちづくりなどの他の行政分野と一体的な取り組みの推進が行えるようになりました。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、子どもの読書活動推進に資する事業についてであります。子どもの読書活動につきましては、平成29年度に教育委員会におきまして、第二次東大和市子ども読書活動推進計画を策定し、関連機関とも連携を図りながら、各種事業の進行管理に努めております。詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、図書館を使った調べる学習コンクールについてであります。本取り組みは、児童・生徒の学習意欲を高めるよい機会となっていると認識しております。平成31年度につきましても、引き続き教育委員会が窓口となり、市内小中学校に呼びかけを行い、多数の応募がありました。また地域コンクールの開催につきましては、実施方法や実施体制の整備に課題があり、今後も研究が必要であると考えております。詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、パパカードに対する認識とその有用性への評価についてであります。パパカードはフィンランドに

において、児童虐待の支援ツールとして開発されたものを、一般社団法人日本精神看護協会が、子供の父親とその家族へのサポートに活用する支援ツールとして、日本国内向けに作成したものと聞いております。パパカードは、新しく父親になった人とこれから父親になる人を対象としており、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援において、父親に対する精神的支援及び育児の推進を普及啓発していく専門ツールとして有用であるものと認識しております。

次に、パパカードの導入についてであります。市では現在父親の育児参加を妊娠期から積極的に促すため、母子健康手帳交付時に父親ハンドブックを配布しております。パパカードは、子供の健やかな成長への支援と、母親、父親など、家族全体の心身の健康をサポートすることを目的として4種類の冊子で構成され、活用されるものであります。パパカードを支援に活用する場合には、利用規約への同意や作成団体の承認が必要であり、現在配布しております父親ハンドブックとの整合が必要でありますことから、調査、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法についてであります。この法律は視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害の有無にかかわらず、全ての国民がひとしく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目的として、令和元年6月に施行されました。また成立の背景としましては、障害者団体を初めとした関係機関等の努力やデジタイズ図書、点字図書、拡大図書等のアクセシブルな書籍が普及してきたことなどが挙げられます。

基本的な施策としましては、視覚障害者等の利用に係る体制の整備やインターネットを利用したサービス体制の強化、特定書籍等の制作の支援、端末機器等の情報入手の支援、図書館サービスの人材育成などとされております。図書館としましては、引き続き情報収集を行いながら、各施策の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の図書館のあり方についてであります。平成30年12月にまとめられました中央教育審議会の答申では、図書館につきましては、他の部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民ニーズに対応できる情報拠点としての役割が求められております。

このような中、令和元年6月に社会教育関係法律などが改正され、まちづくりや観光など、他の行政分野に関連する事業の推進において効果的であると地方公共団体が判断した場合には、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が当該公立社会教育施設を所管することもできるようになりました。

また他の自治体における幅広い行政サービスの役割を果たしている図書館の事例としましては、図書館施設を利用した市民との協働による事業開催や、他の部局との連携による民間活力を導入した複合施設の開設などが挙げられます。

今後の市立図書館の事業展開につきましては、先進地の事例等の情報収集を行い、東大和市に適した行政サービスのあり方を市長部局と協同しながら、内容等の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、子どもの読書活動の推進に資する事業についてであります。読書手帳につきましては、自分の読書記録や読書傾向を分析するのに役立つものと認識しております。読書手帳の形式や経費などの関係もありますことから、引き続き情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

またセカンドブックにつきましても、さまざまな方法がありますが、図書を配布する場合には、やはり経費

や配布方法など整備が必要なことになるため、近隣市などの状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、図書館を使った調べる学習コンクールについてであります。平成31年度は市内小中学校から168点の応募がございました。調べた内容につきましては、地理、歴史、生物、天文、地学、文化、文学、オリンピック・パラリンピックに関する内容など、児童・生徒の興味関心に応じた幅広い内容となっております。

また地域コンクールの開催につきましては、作品の募集方法の確立や、審査をするための組織も立ち上げる必要があり、そのための実施体制や経費なども新たに必要となつてまいりますので、今後も研究が必要であると考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、1点目の雨水対策についてでございます。

今る御答弁をいただきました。この整備計画につきましては、壇上でも申し上げましたとおり、東大和市の雨水被害の大幅な軽減につながる市民生活の防災対策の向上につながるという観点から、大変期待をしているものでございます。全体的な概要につきましては、今市長から壇上答弁で大枠御答弁をいただいたところでございます。以前、一般質問でも計画について質問をさせていただきましたけれども、私は予想していたよりも早くこの計画が実施の方向へ動き出したと感じてございます。

そこでこの計画が実施へと大きく一步を踏み出した背景はどういったものなのか、改めて伺いをいたします。

○都市建設部長（鈴木菜穂美君） 空堀川上流雨水幹線の整備につきましては、これまで東大和市、立川市、武蔵村山市の3市からの要請を踏まえて、東京都と3市による空堀川流域広域雨水整備検討協議会を設置して、広域雨水幹線整備の必要性について検討してまいりました。

この結果としまして、3市の地形的な状況や浸水被害の状況などから、流域雨水幹線を整備し、浸水被害の軽減に向けた広域的な雨水対策を早期に実施する必要があると東京都に判断していただいたことによって、事業が前進したと考えております。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） その東京都におきましても、今回の台風の状況も受けた中で、やはりこの地域、いち早くこういった整備事業を進めることが大事だというように考えたのではないかなというふうに、今御答弁を伺って改めて感じました。

この計画自体の詳細についてなんですけれども、具体的に東大和市のどの区域、またどの道路の地下などに整備をされる予定なのでしょうか。また総延長の距離はどの程度になる予定なのか。あと現段階で市内のどの地域を空堀川に向かうよう設計されると考えておられるのか、この点について伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 空堀川上流雨水幹線の経路についてでございますけれども、東大和市内において2系統で空堀川へ雨水を排除する計画と認識しております。

現時点においてですけれども、1路線は桜街道から東大和市駅を通り、用水北通りから、けやき通りを通すもの。もう1路線は、桜街道から富士見通り、ハミングロードを通すものと認識しております。

また東大和市、立川市及び武蔵村山市にまたがる空堀川上流雨水幹線の総延長につきましては、約10キロになるものと認識しております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 市の南部の主要な道路を中心といたしまして整備をされるというふうな御答弁でございました。また総延長につきましても伺いました。

そこでなんですけれども、東大和市駅前を通るように整備される、桜街道もということでございました。この桜街道につきましては、これから都市計画道路の整備等進む予定になっておるところでございますけれども、この道路、桜街道そのものの整備との兼ね合いはどのようになるのか、この点について伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 桜街道の整備との兼ね合いについてでございますけれども、東京都下水道局流域下水道本部へ桜街道の整備について情報提供を行っているところでございます。桜街道部分における空堀川上流雨水幹線の工事方法につきましては、地中を掘削し雨水管を設置していく工法で行うものと考えております。

桜街道の整備と空堀川上流雨水幹線整備において、お互いに影響が出ないよう、今後も情報提供や調整を行ってまいりたいというふうにご考えてるところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 私といたしましては、なるべく早くこの雨水幹線を整備していただきたいという思いと、やはり桜街道の整備に関しましては、地域住民の方へも大きな影響もあるというふうに思っておりますので、ここら辺は東京都とさまざまな情報交換、やりとりしながら、いたし方ない部分あるかと思っておりますけど、なるべく地域住民の方の生活に支障が、できる限り影響が少ないような形でできないかということも含めて検討をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、雨水排水能力や貯留能力について御答弁をいただきました。その詳細を伺いたいと思います。

整備される排水管の大きさ、これにつきましては直径何メートルぐらいのものが想定をされていらっしゃるのか。また1万立方メートルの貯留能力というような御答弁をいただきましたけれども、これは現在雨水被害が発生しております市内各地域の被害がどの程度軽減されるのか、どう考えておられるのか伺いたいと思います。また市内で被害が軽減されると予想される地域、これにつきましてもあわせてお伺いをいたします。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 空堀川上流雨水幹線の排水管についてでございますけれども、東大和市内における工事箇所につきましては、円形管や長方形の管が計画されております。例えば円形管であれば直径が3メートル以上のものがございます。また市では東大和市駅周辺が整備され、暫定利用が可能となった場合は、東大和市駅周辺から新堀地区の内水被害が軽減されると見込んでるところでございます。

なお、空堀川上流雨水幹線が完成した場合につきましては、広域雨水幹線流入区域における内水被害が軽減されるというふうに見込んでるところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） やはりこの整備をされる地域を中心といたしまして、被害が軽減されるというようなお話でございました。ぜひともこの点、地域の方からも、私に限らず、今議場におられる各議員の方にも市民の皆様が多分多くの御相談等もあるかと思っておりますし、私も常々この地域の方々からは、何とかならないのかというようなお声も切にいただいておりますので、なるべく早目に、また確実に整備を進めていただきたいというふうに思っております。

この整備に向けたタイムスケジュールについて御答弁をいただいております。今年度中の基本設計着手ということでございますけれども、改めまして基本設計が着手をされ、完成されるのはいつごろになるのでしょうか。

また次に実施設計につきましては、どのぐらいの期間で完成をされるのか、そして次に工事に着手するのは、この実施設計もできてからだと思うんですけども、いつごろになると予想されまして、その工事が完成をし、実際に暫定的にでも使用され始めるのはいつごろになる、こういった予定なのか、この点について伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） スケジュールでございますけれども、基本設計に約1年、その後実施設計に約1年を要するのではないかと考えてるところでございます。両設計が順調に進み、工事の準備ができた場合は、令和3年度末ごろから工事が着手できるのではないかと考えておりますけれども、工事完成につきましては、両設計がまだできていないことから、現段階でお答えすることは難しいものでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 例えば令和6年とか7年とか8年とか、これは明確にここまでに終わりますよというのは今の段階では言えないということで、理解をさせていただきました。

次に、財源に関しまして少しお聞きしたいと思います。

どのように確保されるのかと、どのように確保すると予想されるのかというふうなところなんですけれども、当然国からの補助もございますし、都としても予算を措置するでしょうし、流域市でございますので、市としても負担をするかというふう思うんですけども、それぞれ国、都、市の負担割合はどのようになると考えておられるのか、また市におきましては建設債の発行がなされるのか、この点について確認させていただきます。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 空堀川上流雨水幹線整備の財源についてでございますけれども、国が2分の1、東京都が4分の1、残りの4分の1を3市で負担するものと認識しております。

なお、市債につきましては、空堀川上流雨水幹線整備事業において可能な範囲で活用してまいりたいというふう考えてるところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 全体の事業を関連市で4分の1、それをまた3つに割ると。これは等分ということでもよろしいんですか。その地域によって少しずつ違うのか。この点について、もし今わかればお願いいたします。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 3市の負担割合につきましては、等分ではございませんが、現状ではまだ決めていないという状況でございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。建設債の発行もなされるということで、財政的な部分でもなかなか難しい局面もあるかというふうに思いますけれども、必要なものにつきましてはしっかりと、後々残るということもございますので、しっかり財政のことも踏まえながらお進めいただければなというふうに思います。

次に、特別支援学校の雨水貯留施設の整備の取りやめについて伺いたいと思います。

東京都とどのような話し合いが持たれたのか、改めて伺いをいたします。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 東京都下水道局流域下水道本部より、空堀川上流雨水幹線整備案が示されております。このことを受けて、市は特別支援学校の地下部分を活用し、雨水貯留施設の整備を行うこととしておりました暫定的な内水被害対策の措置は不要になるということから、雨水貯留施設の整備を取りやめることとしております。

このことについて、東京都に対しましては、東京都立北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置に係る確認書

において定めました内水被害対策及び財政支援の項目の削除について申し出をいたしました。それを受けまして、東京都との間では、東京都立北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置に係る確認書の一部を変更する確認書を取り交わしをしているところでございます。

以上であります。

○15番（佐竹康彦君） 当初、我々も特別支援学校の地下にぜひとも貯留施設をとということで進めてまいりまして、市としてもかなりの御努力をいただいた中で、東京都のほうとしてこの整備が進むということで、今回取りやめということになりました。これはこれで、あくまでも特別支援学校のものにつきましても暫定的という前提がある中で、本来の雨水整備のあり方が早く進むということで、このような取り決めになったということで理解をさせていただきました。

既に各議員への情報提供もございましたので、改めてこの議場で確認をさせていただくということになるんですけども、特別支援学校の地下の貯留施設整備よりも、この雨水排水管の整備が早くなされるというふうと考えてよろしいのかどうか、この点について伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 東京都下水道局流域下水道本部から空堀川上流雨水幹線整備案についての説明を聞いております。その中で、幹線の整備により暫定的に雨水を貯留することができる時期につきましても、市といたしましては、特別支援学校の開校時期よりも早い時期であると想定をしているところであります。

以上であります。

○15番（佐竹康彦君） 早い時期だということで、大変期待をしているところでございます。

続きまして、これによりまして特別支援学校の建設スケジュールが早まることあるのかどうか、この点について伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 雨水貯留施設の整備にかかわらず、東京都教育庁におきましては、学校整備に要する期間は工事施工条件によって異なりますが、標準的な学校整備の場合、学校の設置が決まってから10年程度の期間を要するとされていますと聞いてるところでございます。

以上です。

○15番（佐竹康彦君） そうしますと、ことしの2019年ももう終わるところでございます。2020年度始まることいいたしましても、特別支援学校の建設については、2030年までの期間で見たほうがいい、それよりも以前にこの雨水の新しい幹線の整備については、暫定的な利用においてもスタートするというふうな形で認識をさせていただきました。

この雨水貯留施設よりも早く大規模な雨水幹線の整備ができるという前提で、この特別支援学校の貯留施設も取りやめとなったわけでございますので、まかり間違っても、特別支援学校が先に建設をされて、幹線の整備がおくれるということが決してあってはならないというふうに思っております。市といたしましても、事業のスムーズな進捗を心がけていただきながら、東京都に対しましても強く、いち早く、こういった雨水被害の軽減に関します事業が進んでいくことを申し入れをしていただき、また御努力をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、雨水対策の継続について御答弁をいただきました。改めて確認をさせていただきますけれども、今後も市内で道路冠水等ある箇所につきましても、必要がある場合については浸透ますなどを設置していくお考えがあるのかどうか、また排水管の清掃につきましてもこれまでと同様な予算、また取り組みの規模で継続

されていくのか伺います。

あわせて、これは多分下水道課のほうのあれになると思うんですけども、個人宅への雨水浸透ます設置、また雨水貯留槽の設置に關します補助事業等も行われておるかと思ひますけれども、このかわりにつきましても御教示いただければと思ひます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 私のほうからは、道路のほうの關係について答弁させていただきます。

雨水浸透ますの設置につきましても、道路冠水の箇所とはちよつとずれるところではございますが、市道第6号線富士見通りの道路改良工事や、都市計画道路3・5・20号線の整備工事におきましても設置してございまして、総合治水対策や流域対策の一つでございます流域抑制対策としまして、今後の道路改良工事などにおいて設置していく考えでございます。

また雨水浸透井などの中規模な浸透施設につきましても、空堀川上流雨水幹線整備事業の排水区内の整備は減少するものと考えてございまして、今後の雨水幹線整備の状況により、必要と判断した場合には設置していくというような考えでございます。

また排水管等の清掃についてでございますが、現在雨水対策事業としまして仲原排水管の清掃、また市内一円集水ますの清掃、雨水浸透井の清掃、それから市道第3号線の伏せ越し部排水管清掃がございまして、これらは雨水対策事業としまして取り組んできたものでございまして、同時に排水機能を低下させないよう維持管理を行っていくべき事業でございますので、今後も実施していく必要があるということで考えてございまして。

以上でございます。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 雨水浸透施設の設置補助及び雨水浸透槽の設置の補助につきましても、引き続き実施してまいりたいというふうな考えてるところでございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。さまざまな雨水対策、今現在も進めておられますけれども、今御答弁いただきましたとおり、必要に即してこれからも継続して行っていくというような御答弁もございました。これにつきましては、完成後もさまざまな気候変動の状況の変化等もある中で、しっかりと予算も確保していただきながらお進めいただければなというふうに思ひます。

いずれにいたしましても、この事業がなるべく早く進んで、市民の皆様の生活の安全を守る、そういった事業となるように順調な進捗を望むものでございまして。

以上で、一番目の質問を終了させていただきます。

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時51分 延会